

すべての人が輝くために

立科町男女共同参画長期プランⅣ

令和 2 年度～令和 6 年度



立科町

目次

第1章 計画のあらまし

1 計画策定の背景と趣旨	- 2 -
■計画策定の背景	- 2 -
世界の動き	- 2 -
国の動き	- 4 -
長野県の動き	-7-
立科町の動き	-8-
■計画策定の趣旨	-10-
2 計画の性格と目的	-12-
■計画の性格	-12-
■計画の目的	-12-
3 計画の期間	-13-
4 計画の基本的な考え方	-13-
5 計画の体系	- 14 -

第2章 計画の内容

◆基本目標1 男女共同参画の基盤づくり	- 15 -
施策1-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	- 15 -
施策1-2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革	- 18 -
施策1-3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	- 22 -
施策1-4 国際化の進展の中での男女共同参画の推進	- 25 -

◆基本目標 2 多様な生き方ができる環境づくり	- 26 -
施策 2-1 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保.....	- 26 -
施策 2-2 農林商工業等の自営業における男女共同参画の環境づくり	- 29 -
施策 2-3 地域社会における男女共同参画の推進.....	- 31 -
施策 2-4 男女の仕事と生活の調和	- 33 -
◆基本目標 3 安全で安心な社会づくり	- 37 -
施策 3-1 人々が安心して暮らせる環境の整備.....	- 37 -
施策 3-2 男女間のあらゆる暴力の根絶	- 40 -
施策 3-3 生涯を通じた男女の健康支援	- 44 -
施策 3-4 防災分野における男女共同参画の推進	- 46 -
第 3 章 推進体制の整備	
計画推進体制の整備	- 50 -
資料編	
◆男女共同参画社会基本法	- 54 -
◆立科町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱	- 62 -
◆立科町 第 4 次男女共同参画プラン策定委員名簿.....	- 63 -

第 1 章

計画のあらまし

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の性格と目的
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本的な考え方
- 5 計画の体系

1 計画策定の背景と趣旨

■ 計画策定の背景

世界の動き

(1) 国際婦人年

国際連合は1975年(昭和50年)、「国際婦人年」を定め、メキシコシティにおいて史上初めて世界女性会議を開催しました。1976年(昭和51年)からの10年を「国際婦人の10年」と定め、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を本格的に開始しました。

(2) 女子差別撤廃条約

1979年(昭和54年)国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。この条約は、あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、法制度だけでなく、慣習や慣行等個人の意識も改革するよう求めました。

(3) 第4回世界女性会議

1995年(平成7年)には「平等・開発・平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、21世紀の女性施策の国際基準となるべき「行動綱領」と「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」が採択されました。

(4) 女性2000年会議

2000年(平成12年)には、国連本部で「女性2000年会議」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」の更なる実施に向けて、今後とるべき行動などを盛り込んだ「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。

(5) 国連女性の地位向上委員会

2005年(平成17年)には、第49回国連婦人の地位委員会、2010年(平成22年)の第54回国連婦人の地位委員会ではいずれも「北京宣言・行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の再確認が行われ、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容の宣言が採択されました。2012年(平成24年)の第56回国連婦人の地位委員会では、東日本大震災の体験や教訓から、女性に配慮した災害への取組などの促進をめざした「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案がコンセンサス方式で採択されました。2014年(平成26年)の第58回国連婦人の地位委員会では、2015年(平成27年)の第3回国連防災世界会議(仙台)を見据えて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議を再提出しました。2015年(平成27年)の第59回国連婦人の地位委員会では、「北京行動綱領」の内容を再確認するとともに、女性のエンパワーメントを更に推進するための方針が盛り込まれました。

(6) 女性のエンパワーメント原則（WEPs）作成

2010年(平成22年)には、女性のエンパワーメントに自主的に取り組む企業の行動原則などとして、国連グローバル・コンパクト（GC）とUNIFEM（現UN Women）が共同で女性のエンパワーメント原則が作成されました。

(7) UN Women

2011年(平成23年)に、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合するための機関として、既存のジェンダー関連4機関が統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」として「UN Woman」が新たに発足されました。2015年（平成27年）には、UN Woman 日本事務所が開設されました。

(8) 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo 2014）

2014年(平成26年)には、「女性が輝く社会」の実現のための取組みの一環として東京で開催され、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組みについて議論が行われました。

(9) 仙台防災枠組 2015-2030

2015年（平成27年）に、仙台で開催された第3回国連防災世界会議において採択された、新たな国際的な防災の枠組みです。2005年に採択された兵庫行動枠組の後継となる枠組で、2030年までの15年間、世界の国々がこの枠組みに沿って防災・減災に取り組むことになりました。

(10) 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）

2015年（平成27年）には、「国際持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「持続可能な開発目標」のなかには、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化が含まれています。

(11) G7伊勢・志摩サミット2016

2016年（平成28年）に行われたG7伊勢・志摩サミット2016では、女性の活躍を後押しするために、「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意しました。

(12) W20日本開催

2019年（令和元年）には、第5回国際女性会議WAW!とW20が同時開催され、日本及び国際社会が抱える課題について議論されました。

国の動き

(1) 婦人問題推進本部設置と国内行動計画

日本では、国際的な流れを背景として、1975年（昭和50年）に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」を策定、以降の10年間の女性地位向上のための目標が示されました。

(2) 男女雇用機会均等法、女子差別撤廃条約の批准、新国内行動計画

1985年（昭和60年）には「男女雇用機会均等法」の制定、「女子差別撤廃条約」の批准、1987年（昭和62年）「新国内行動計画」、1996年（平成8年）「男女共同参画2000年プラン」が策定されるなど法律、制度面において整備が進められました。

(3) 男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画

1999年（平成11年）には男女共同参画社会基本法が制定され、2000年（平成12年）にはその基本的方向や具体的施策である「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成は21世紀のわが国の最重要課題と位置づけられました。あわせて、職場における均等待遇に関する規定や母性保護に関する規定なども法律上強化されました。

(4) 男女共同参画局の設置と第2次男女共同参画計画

2001年（平成13年）には内閣府に男女共同参画局を設置、2005年（平成17年）には「第2次男女共同参画計画」が閣議決定されました。この計画には、2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が30%程度になるよう期待し、各分野への取り組みを推進、女性の再チャレンジ支援など具体的な施策が盛り込まれました。

(5) 第3次男女共同参画計画

2010年（平成22年）には、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画では少子化や経済社会のグローバル化等の社会経済情勢の変化等に対応して男性子どもにとっての男女共同参画など15の重点分野が掲げられました。また、アクションプランとするためそれぞれの重点分野に成果目標が設定されました。

(6) 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言

2013年（平成25年）には、関係閣僚が連携して、若者や女性等の雇用に関わる方から現状についての意見を聞き、直面する課題の抜本的な解決方策を検討されました。

(7) 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる

2013年（平成25年）には、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉え、「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられました。

(8) 「女性活躍加速のための重点方針」策定（以降、毎年策定）

2015年（平成27年）には、女性の活躍を加速するために、毎年6月をめどに重点方針を決定し、各府省の概算要求への反映を図っていくため策定されました。

(9) 第4次男女共同参画基本計画

2015年（平成27年）には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画では、男女の仕事と生活を取り巻く状況として、M字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応など、様々な課題を解決していくために、4つの目指すべき社会を提示し、その実現を通じて男女共同参画基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくため計画されました。

(10) 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定

2015年（平成27年）には、日本政府は、紛争の予防・解決・平和構築のあらゆるレベルにおいて女性を積極的主体と位置づけた「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」の履行に関する行動計画が策定されました。

(11) 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について ～メディア・行政間での 事案発生を受けての緊急対策～」の策定

2018年（平成30年）に、セクシュアルハラスメント対策強化について、政府を挙げて被害の予防・救済・再発防止を図るための対策が策定されました。

(12) 関係法制度の整備状況

■ 2006年（平成18年）

「男女雇用機会均等法」が、働く女性の母性尊重と、その雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止などの内容で改正されました。

■ 2007年（平成19年）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が、保護命令申し立ての対象に脅迫を加えたり、電話等の禁止命令及び被害者の親族等への接近禁止命令の新設や、市町村の役割を強化するなどの内容で改正されました。

■ 2007（平成19年）

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が仕事と生活の調和を実現するために策定されました。

■ 2008年（平成20年）

「次世代育成支援対策推進法」が、従業員の仕事と子育ての両立を支援するた

めの雇用環境整備等を定める「一般事業主行動計画」策定・届出義務の対象となる企業の拡大等の内容で改正されました。

■ 2009年（平成21年）

「子ども・若者育成支援推進法」が、教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進のための枠組みを整備し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への、心身の健康や職業的自立、修学などの支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図るため、制定されました。

■ 2009年（平成21年）

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が男性の育児参加促進、仕事と育児・介護の両立支援のため、育児休業取得の要件緩和、育児・介護のための休暇の範囲拡大などの内容で改正されました。

■ 2010年（平成22年）

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定が行われ、施策の進捗や経済情勢の変化などを踏まえ、新たな視点や取組みが盛り込まれました。

■ 2013年（平成25年）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされることになりました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。（2014年 平成26年1月施行）

■ 2014年（平成26年）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、基本原則を定め、少子高齢化の進展や、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目的に公布され、一部施行されました。

■ 2016年（平成28年）

「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正は、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するため改正されました。

■ 2017年（平成29年）

「刑法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処ができるよう性犯罪の構成要件及び法定刑が大幅に見直され、改正されました。

■ 2018年（平成30年）

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、衆議院、参議院及

び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、男女が共同して参画する民主政治の発展を目的に公布、施行されました。

■ 2019年（令和元年）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表やハラスメント対策の強化等のため一部改正されました。

長野県の動き

(1) 第1次から第4次までの女性行政行動計画

1980年（昭和55年）に「長野県婦人行動計画」を策定、1986年（昭和61年）「新長野県婦人行動計画」、1991年（平成3年）「さわやか信州女性プラン」、1996年（平成8年）「信州女性プラン21」と続き、女性問題に関する施策が推進されてきました。

(2) 第1次男女共同参画計画と男女共同参画社会づくり条例

2001年（平成13年）には長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」を策定、2002年（平成14年）には、県民・事業者・県が協働し、性別に制約されることなく伸びやかに暮らせる長野県をめざして「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

(3) 第2次男女共同参画計画

2007年（平成19年）には新たな施策を推進していくため、平成22年度を目標年度とした「第2次長野県男女共同参画計画」が策定されました。第2次計画では、重点的な取り組みの内容を明らかにし、目標指数を示すなど、より一層充実・強化された施策が盛り込まれています。

(4) 第3次男女共同参画計画

2011年（平成23年）には、3次長野県男女共同参画計画が策定され、県民一人ひとりが性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県を目指して推進体制が整えられています。

(5) 「長野県農村女性チャレンジプラン」策定

2015年（平成27年）に第5次となる本プランは、様々な方の声を反映させ、農村女性が権利と責任を持って農業経営や地域活動に主体的に参加するとともに、農村に暮らす全ての人と協力し、元気な農村を築くための指針として策定されました。

(6) 第4次男女共同参画計画

2018年(平成30年)には、第4次長野県男女共同参画計画が策定され、すべての県民が多様なライフスタイルで希望する働き方や暮らし方が選択でき、それを実現できるような信州を目指して策定されました。

(7) 「新長野県農村女性チャレンジプラン」策定

2018年(平成30年)には、第6次となる本プランは、農業生産や食文化を創り、農村女性が権利と責任を持って個性や能力を発揮し、さまざまな人と協力して次代の農村を築いていくための指針として策定されました。

立科町の動き

(1) 女性行政担当課の設置

女性の地位向上・福祉の増進・男女の平等・男女共同参画社会づくりの強化を図るため、平成13年、教育委員会に人権教育啓発課を新設、町民課と教育委員会で進めてきた女性政策を一本化して、女性の地位向上・福祉の増進・男女の平等・男女共同参画社会づくり等、総合的な推進体制の充実を図ることになりました。その後、人権政策推進課を経て平成19年7月には「社会教育課 人権政策推進係」に組織改編され、現在に至っています。

(2) 男女共同参画推進委員会発足

2001年(平成13年)より、県から委嘱を受けた男女共同参画コミュニケーターの皆さんと連携を図りながら事業を推進、「ふれあいサロン」の開設や学習会、出前講座、また、広く講演会やセミナーを開催し、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度、慣習の見直し、男女平等・女性の積極的な活動・社会参画意識の啓発を進めてきました。

2002年(平成14年)には「立科町男女共同参画推進委員会」が発足し、これを機にコミュニケーターから男女共同参画推進委員会へと引き継がれ、事業が展開されてきました。

(3) 町民意識調査と第1次男女共同参画プラン

2002年(平成14年)には「第1回男女共同参画についての町民意識調査」を実施、アンケートを基に2007年(平成19年)、「みんなが輝く町づくり」をテーマとした「立科町男女共同参画長期プラン」(平成19年4月～平成23年3月)を策定しました。

(4) 第2次男女共同参画プランの策定

2010年(平成22年)5月には、「第2回男女共同参画についての町民意識調査」を実施、この調査結果を踏まえ、「第2次立科町男女共同参画長期プラン」(平成

23年4月～平成27年3月)を策定しました。

(5) 第3次男女共同参画プランの策定

2014年(平成26年)4月に第5次立科町長期振興計画策定準備会が発足し、町内外の多角的な現状分析が行われ、人口減少対策、町の産業振興策等の長期ビジョンが立てられました。6月には「第3回男女共同参画についての町民意識調査」を実施、この調査結果や長期ビジョンに盛り込まれた町の将来像をも踏まえ、「第3次立科町男女共同参画長期プラン」(平成27年4月～平成32年3月)を策定しました。

(6) 第4次男女共同参画プランの策定

2019年(令和元年)9月には、「第4回男女共同参画についての町民意識調査」を実施、この調査結果と、近年多発する自然災害や被災地の避難所運営等の課題が多くあることを踏まえ、防災分野についての項目を追加し、「第4次立科町男女共同参画長期プラン」(令和2年～令和6年)を策定しました。

■ 計画策定の趣旨

日本国憲法では「個人の尊重と法の下での平等」により「男女平等」がうたわれています。また、「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ性別にかわりなく、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の最重要課題のひとつとして位置づけています。

立科町では、2007年（平成19年）に「立科町男女共同参画長期プラン」を策定して以来、社会における様々な制度・しくみ・慣行を見直し、一人ひとりの個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成に向けて様々な取り組みを進めてきました。結果として、男女共同参画社会に対する町民の理解は深まり、女性の参画が進んだ分野もありますが、そうでない分野も見られます。

また、前長期プランで指摘されたように、依然として、性別による固定的な役割分担意識や仕組みは未だに強く残っており、男女それぞれの行動や生き方・働き方に影響を与えています。

前回計画となる第3次長期プラン（「立科町男女共同参画長期プランⅢ」）では、第2次長期プランの方針を踏襲しつつ、「男女平等を進めるための意識・基盤づくり」（家庭・社会の教育・啓発・国際化などの分野）、「男女が共に参画できる環境づくり」（労働環境改善、子育て支援、介護支援、地域・町・県・国との協働などの分野）、「安心できる自立した社会・生活づくり」（女性の健康、男女間暴力、高齢者支援などの分野）の3つの基本目標を立て、11の施策を展開しました。

施策内容としては、国や県が意識や理念の変革から、社会の仕組みの改革へと取り組みを具体化していることに対応したものとしました。この施策の中では新たに「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革」「雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保」「男女の仕事と生活の調和」

「人々が安心して暮らせる環境の整備」の施策が追加され、より具体的な取組を進めるための計画としました。

こうした基本目標や施策は、町の最上位計画である、「第5次立科町振興計画」とも整合を図っています。

一方で前長期プラン策定以降、国においては「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の改正や「刑法の一部を改正する法律案」の閣議決定、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行など、社会状況の変化に対応できるよう、法律の整備が進んできています。

こうした動きに合わせて、長野県も「第4次男女共同参画計画」を2018年（平成30年）に策定しています。

長期プランの改定時期を迎えるにあたり、町を取り巻く状況の変化に対応する必要があることから、「第4次立科町男女共同参画長期プラン」を策定すること

としました。

本プランは、町の最上位計画である「第5次立科町振興計画」の計画期間が2024年度（令和6年度）までであることを踏まえ、基本的事項は踏襲しています。

しかしながら、町民意識の変化も考慮するため、2017年度（平成29年度）と2019年度（令和元年度）に行われた「人権に関するアンケート調査」及び「男女共同参画に関するアンケート調査」の調査結果も参考に追記や修正を行うとともに、近年多発する自然災害についても考慮し、防災関連の事項について付加することとしました。

2 計画の性格と目的

■ 計画の性格

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づくものです。
- 「男女共同参画社会」の実現に向けて、推進する施策の基本方針を示し、町民と行政が協働して取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するものです。
- この計画は、町民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に取り組むとともに、家庭・学校・地域・企業等社会全体で連携・協力して取り組んでいくためのものです。
- この計画は、町民意識調査を参考に「第5次立科町振興計画前期基本計画」との整合性に留意し、国・県の施策にも対応しながら立科町における男女共同参画社会形成のための基本方針を示したものです。

■ 計画の目的

この計画は、男女共同参画による地域社会の形成に向けて、国や県の関連計画と整合性を図り、立科町が進むべき基本的な方向と目標、施策を明らかにするものです。

さらに、立科町が目指す方向や目標を示すことにより、町民の理解と協力を得るとともに、一人ひとりがそれぞれの立場で自主的かつ積極的に行動するよう期待するものです。

3 計画の期間

令和2年度を初年度として、令和6年度を目標年度とする5ヶ年計画です。

4 計画の基本的な考え方

町民一人ひとりが誇りを持ち、すべての人が輝くためには、男女の基本的な人権が尊重され、女性も男性も対等な社会の構成員として、それぞれの持つ個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会システムを築いていく必要があります。

また、少子高齢化、高度情報社会の進展など、社会経済情勢の急激な変化に対応していくために、あらゆる分野において男女がともに新たな価値観を創造していくことも大切です。

このためには、男女が等しくその人権を尊重しあい、性別にとらわれることなく、一人ひとりが社会のあらゆる分野でかけがえのない構成員として活躍できる性差別のない社会を築くことがより大切です。また、固定的性別役割分担意識が、長い歴史のなかでさまざまな制度や慣習などによって社会的、文化的に形成されてきたものであることを認識し、今後は、多様な生き方ができるよう、生活スタイルや社会状況の変化に応じたまちづくりを目指します。

このような考え方を基本として、各分野における施策を計画的に推進し、立科町における男女共同参画社会の実現をめざします。

男女共同参画社会が実現すると社会の仕組みや個人の生活スタイルはどのように変わるのでしょうか？

まず、男女間に限らず、それぞれの個人が「自分らしく生きる」ため、生き方が一様でなく多様な選択肢がある社会になります。

家庭では男女が互いに仕事と家庭が両立でき、子育てや介護などに参加して社会的責任を負うとともに、家族を互いに思いやり協力する心豊かな暮らしが期待できます。

職場において多様な働き方が実現すると、各々のライフスタイルに合わせた働き方や自己啓発ができ、企業にとっても、女性の視点をはじめ多様な価値観を持った人材が育ち、新しい生産活動につながる可能性があります。また、女性が方針決定に参加することで社会が活性化することが見込まれます。

ライフスタイルに合わせた生き方が実現すると、男女が共にボランティア活動や地域活動に参加することによって、今までにない地域づくりや地域の活性化が生まれ、子どもからお年寄りまでだれもが安心して住みやすい環境が生まれます。

5 計画の体系

テーマ すべての人が輝くために

	基本目標	施策の展開
1 男女共同参画の基盤づくり	① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆行政機関等における女性の参画拡大 ◆女性が政治的・経済的・社会的・文化的に力を持ち自立するための支援
	② 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女の役割分担を固定化しがちな社会制度・慣行の見直し ◆男女が共に認め合い、個性と能力を発揮できる意識啓発の推進
	③ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆幼少期からの意識づけのための学校教育の充実 ◆家庭教育・社会教育における男女の固定的役割分担の意識改革の充実
	④ 国際化の進展の中での男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際交流の推進を通じた国際感覚の醸成 ◆外国籍の人々とお互いの文化を認め合い共生できる社会づくり
2 多様な生き方ができる環境づくり	① 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女が共に働きやすい職場環境の改善のための啓発 ◆男女間の社会参加における格差の積極的解消の推進 ◆女性の能力発揮に対する支援の充実
	② 農林商工業等の自営業における男女共同参画の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業・商工業等自営業における労働に対する対価等の正当な評価と待遇の確保のための環境整備
	③ 地域社会における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における方針決定過程への女性の参画促進と活力ある地域組織づくり ◆環境・観光等の分野での男女共同参画の推進
	④ 男女の仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> ◆自分の生き方にあった仕事と生活の調和の実現 ◆子育て、介護等を支援する体制の充実
3 安全で安心な社会づくり	① 人々が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆一人ひとりが生涯を通じて安心して暮らせる環境の整備 ◆ひとり親家庭の自立支援
	② 男女間のあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ◆配偶者暴力防止法に基づく暴力(身体・言葉・経済的等)の根絶のための基盤づくり ◆配偶者等からの暴力防止及び被害者保護と自立支援 ◆性犯罪・ストーカー事案等への取り組み ◆セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止
	③ 生涯を通じた男女の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康をおびやかす問題についての支援 ◆男女の年代等に応じた健康支援
	④ 防災分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画による防災体制強化の推進・意識の向上 ◆防災分野への女性の参画推進

第 2 章

計画の内容

- ◆ **基本目標 1 男女共同参画の基盤づくり**
 - 施策 1-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - 施策 1-2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革
 - 施策 1-3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
 - 施策 1-4 国際化の進展の中で男女共同参画の推進

- ◆ **基本目標 2 多様な生き方ができる環境づくり**
 - 施策 2-1 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保
 - 施策 2-2 農林商工業等の自営業における男女共同参画の環境づくり
 - 施策 2-3 地域社会における男女共同参画の推進
 - 施策 2-4 男女の仕事と生活の調和

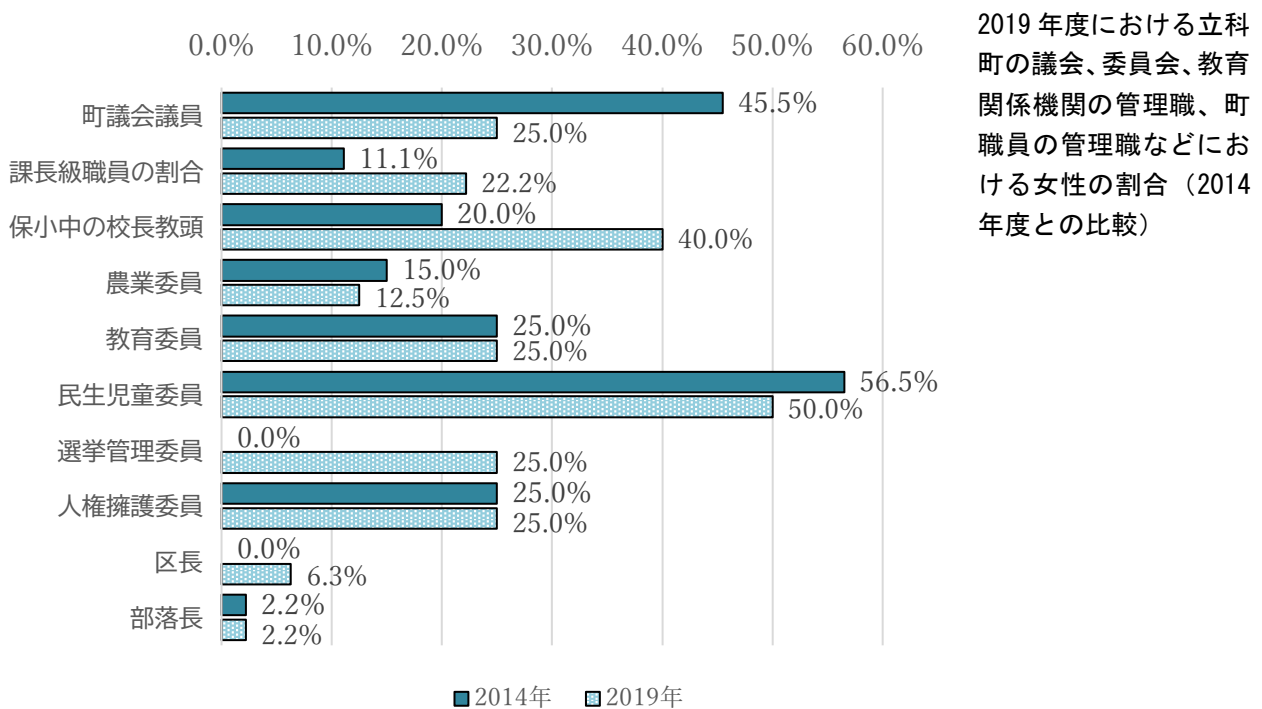
- ◆ **基本目標 3 安全で安心な社会づくり**
 - 施策 3-1 人々が安心して暮らせる環境の整備
 - 施策 3-2 男女間のあらゆる暴力の根絶
 - 施策 3-3 生涯を通じた男女の健康支援
 - 施策 3-4 防災分野における男女共同参画の推進

◆ 基本目標 1 男女共同参画の基盤づくり

施策 1-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

■ 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女がお互いに一人ひとりの個性を尊重しつつ能力を発揮し、社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画することが重要です。長野県は2017年12月31日時点では県議会議員に占める女性の割合は8.9%（前回比-11.1）で全国23位（前回より後退）であり、そして立科町においては、町議会議員に占める女性の割合は33.3%（前回比-12.2）であり、県内町村で3番目、全国町村で15番目となっています（2018年度）。



上のグラフより、立科町においては、課長級職員、保育園・小学校・中学校の管理職、は、2014年度に比べ女性の進出が認められるものの、町議会議員、農業委員、民生児童委員では減っていて、選挙管理委員、区長等については2019年度では女性の参画があります。

区や公民館、PTA等、地域組織における活動では女性が大きな役割を果たしていますが、その組織の方針を決定する役員等は、男性が圧倒的に多い状況です。

このように、女性の政策・方針決定過程への参画はまだ十分な状況ではありませんが、施策の対象や施策の影響を受ける者の半分は女性であることから、政

策・方針決定過程への女性の参画をより一層拡大していくことが不可欠です。

また、これから迎える急速な少子高齢化社会では、育児・介護の問題や就労形態の変化など多様な課題を解決しなければならず、社会構造の変化に伴う政策施策の変化には幅広く女性の意見主張を取り入れる必要があります。多様な人材の能力を活かし、様々な視点や新たな発想を取り入れ、活力ある経済社会を構築するためにも、あらゆる分野に女性の参画を進めていくことが求められます。

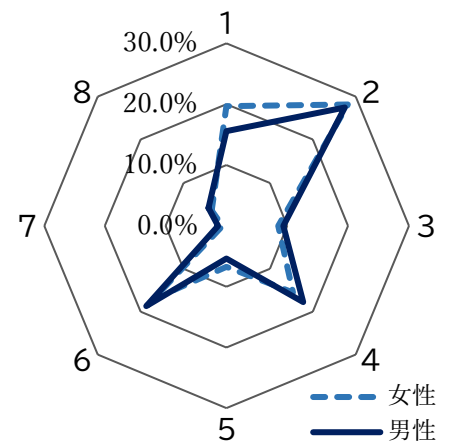
政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、町が率先して積極的に取り組みを進めるとともに、地域組織や団体、企業などに働きかけていく必要があります。

また、地域社会や各種組織のリーダーとなって、政策・方針決定過程へ参画する女性人材を育成する政策の充実を図る必要があります。委員会等の選任方法の見直しや積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）を行い、また次世代の人材育成を図る必要性があります。

- 政治や行政において、「政策の企画や方針決定の過程に女性がほとんど進出していない」と言われていますが、あなたはその理由がなんだと思いますか。（2019年町民意識調査より）

[選択肢]

- 1 家族、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識
- 2 男性優位の組織運営
- 3 家族の支援・協力が得られない
- 4 女性の能力発揮の機会が十分でない
- 5 女性の活動を支援するネットワークの不足
- 6 女性側の積極性が十分でない
- 7 その他
- 8 わからない



町民意識調査結果を見ると、傾向は男女とも同様の傾向になっていますが、女性は、「2.男性優位の組織運営」(28.2%)が最も多く、次いで「1.家族、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」(19.7%)、「6.女性側の積極性が十分でない」(17.1%)の順となっています。

男性は、「2.男性優位の組織運営」(27.5%)が最も多く、次いで「6.女性側の積極性が十分でない」(18.7%)、「4.女性の能力発揮の機会が十分でない」(17.8%)の順となっています。

このように、意識の改革だけでなく、各分野で活躍しキャリア形成のロールモデルとなる女性の人材情報や活躍例を収集し、情報提供をする必要があります。

町では年に1回男女共同参画推進委員会主催の視察研修を行い、女性が活躍している団体・組織の視察を行っておりますが、更に周知して参加者を多く募り、この中で町独自のモデル形成につなげられれば町の活性化にもつながると考えられます。

■ 【基本方針】

- 政策・方針決定過程への女性の参画をより一層拡大し、男女共同参画を推進します。
- 女性が活躍できるための基盤づくりに向けた意識の啓発や支援を行います。

■ 【目標達成のための施策】

(1) 行政機関等における女性の参画拡大

- 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、町行政の分野において率先した取組を行い、男女共同参画を促進します。
- 各種委員会、審議会等における委員の選任にあたって、団体推薦や職名委嘱等の見直しを図ると共に広い分野からの人材についての情報収集を進めます。
- 委員等選任時において、女性の委員の割合が5割になるよう努めます。
- 役場の女性職員の管理職や将来の管理職への任用につながる職への積極的な登用を行い、管理職における女性の割合を3割となるよう努めます。

(2) 女性が政治的・経済的・社会的・文化的に力を持ち活躍するための支援

- 女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進を図ります。
- 自治会などの地域組織や団体または企業などにおいて、リーダーとなる女性を育成するセミナー等の開催情報などを発信し、支援を行います。
- 男女の性別に関わらず、能力が十分に発揮できるための県等関係機関の開催するセミナー受講に向けて情報提供などを行います。
- 「立科町振興計画」に基づき、仕事と育児、家庭生活との両立のための環境整備を進めます。

■ 用語解説

「男女共同参画社会」

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

「固定的役割分担」

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分担するのが当然、あるいは自然だとする考え。「男は外で仕事、女は家庭を守る」など。

「ポジティブアクション」

固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性がほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」、等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業等が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

■ 【現状と課題】

2019 年度に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」（以下、町民意識調査と呼びます。）の社会、組織や家庭など各分野の男女平等感について調査した結果によれば、社会全体として「平等である」と答えた人の割合は 33.4%（前回比+13.9）になっています。「社会通念・慣習・しきたり」においては、「男女平等である」と答えた人の割合は 8.9%（前回比-2.9）で 71.6%（前回比-4.7）の人が「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じています。（19 ページ参照）。

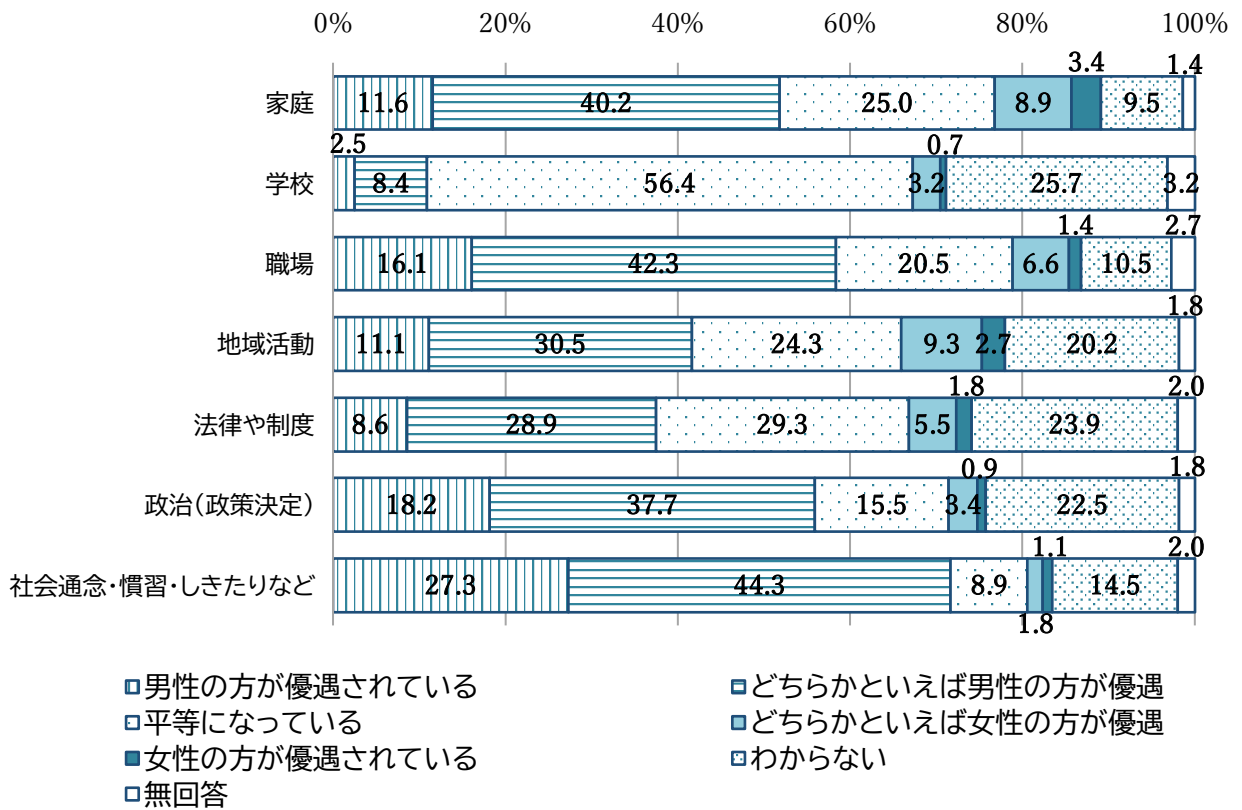
分野ごとに見ると、「学校教育の場」以外ではまだまだ「男性優遇」と受け止められていて、なかでも「社会全体」「政治の場」「職場」は男性の優遇度合が高いと捉えられています。また、「家庭生活」では男性からは「平等」との回答が多い一方で、女性からは「男性がやや優遇されている」との回答が最も多く、男性女性間で認識にギャップがあることがわかります。

しかしながら、「社会通念・習慣・しきたり」、「家庭生活」の分野について前回アンケート結果との比較をしてみると、両方ともに回数を追うごとに「男性優遇」が減って、「どちらかと言えば男性優遇」または「平等」が増え、意識変化が見て取れます。この 2 つの結果は、近年の流れとして社会構造も、家庭内における夫婦の立ち位置も、男女平等とはまだ言えないものの、平等化に向かって進んでいると捉えられていることの表れなのではないかと考えられます。

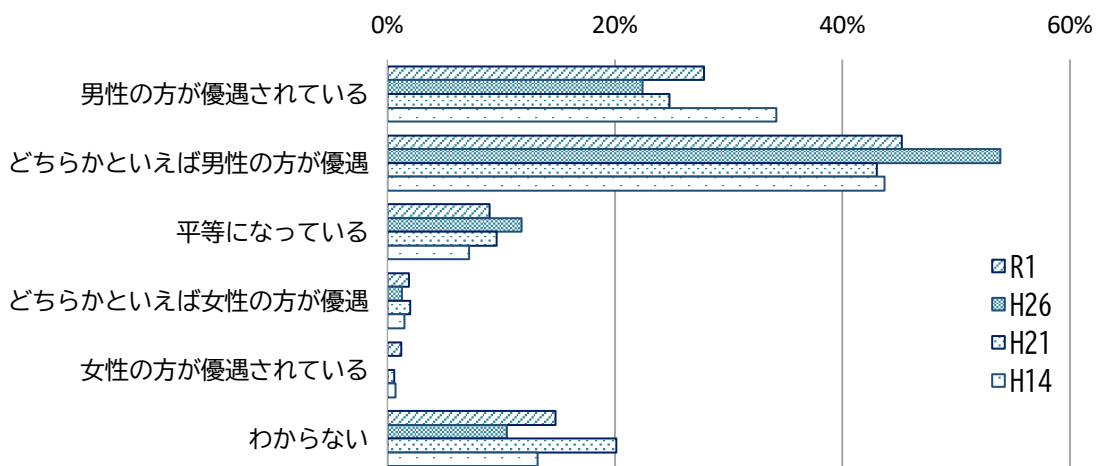
男女共同参画社会づくりの大きな障害の一つは、人々の意識の中に、非常に長い時間をかけて形作られてきた、性別による固定的な役割分担意識です。町民意識調査によれば、「男は仕事、女は家庭」の固定的観念について、「反対」・「どちらか」というと反対」は全体の 55.0（前回比-10.0）%で過半数を占めています。ただし、女性よりも男性、若い世代より高齢者が「賛成」の割合が高いことがわかります。

次に、この項目について以前の調査と比べると、「賛成」は、2014 年度までは減少していましたが、今回の調査では増加しています。また、「どちらともいえない」は、2014 年度より約 3 倍に増加しています。「男女が平等である」という認識が 3 割程度という状況です。

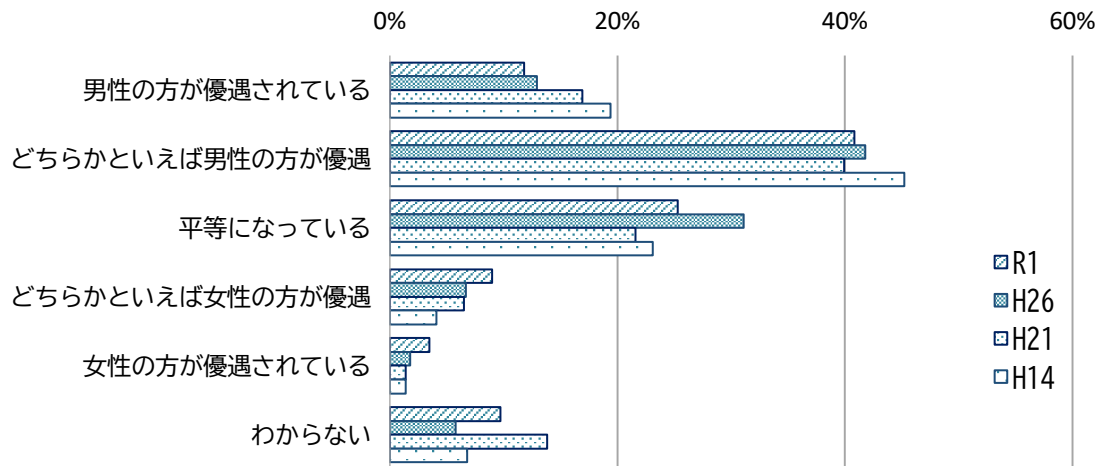
●各分野で、男女の地位はどのようになっていると思いますか
 回答者全体（男女 20代～70代）（2019年町民意識調査より）



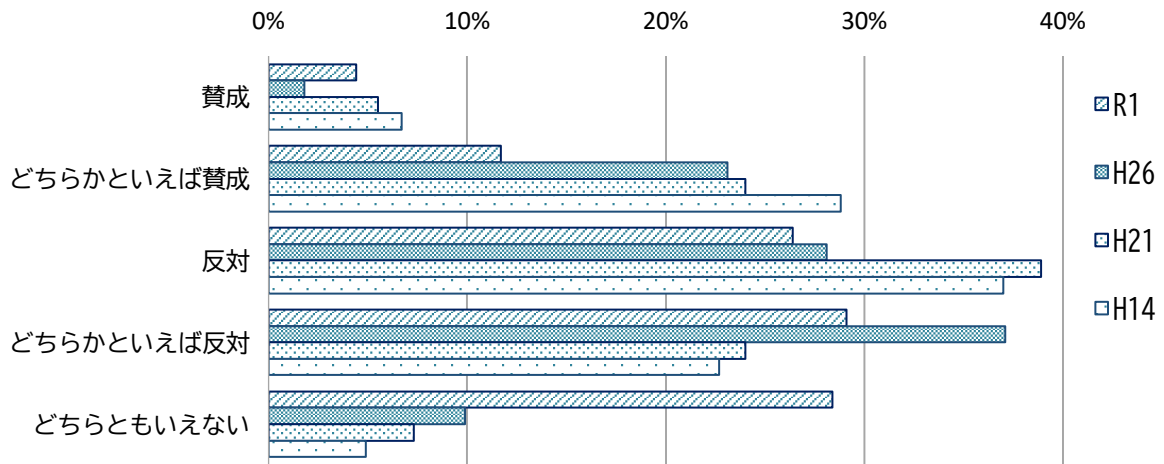
●「社会通念・慣習・しきたりなど」に対する意識の経年変化



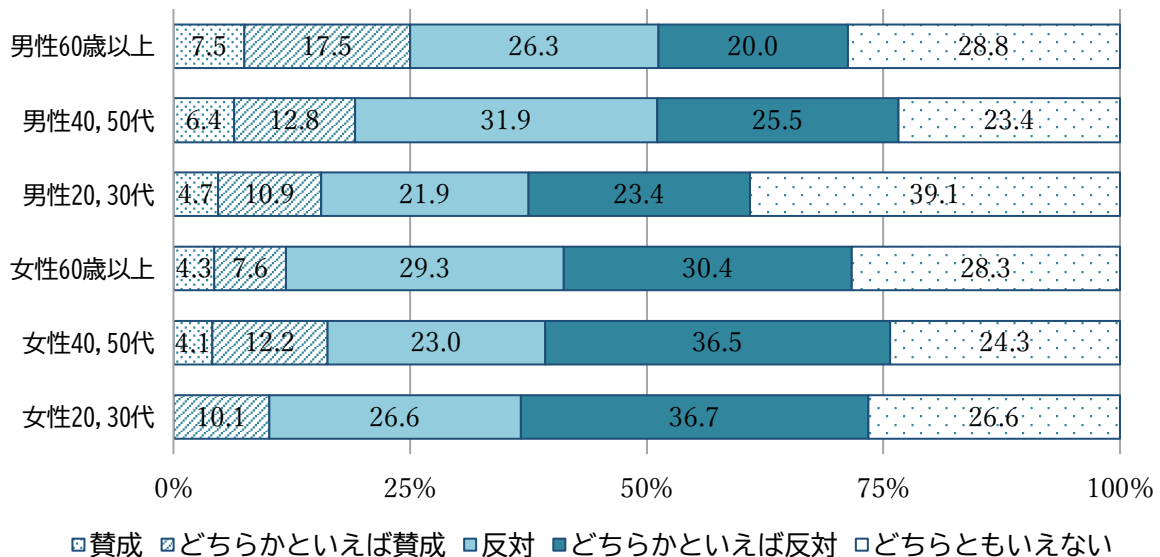
● 「家庭」に対する意識の経年変化



● 「性別によって役割を固定する考え方」について意識の経年変化



● 性別によって役割を固定する考え方についてどう思いますか
回答者全体（2019年町民意識調査より年代別結果）



■ 【基本方針】

- 男女共同参画を推進するために、社会的な固定観念や制度・慣行の見直しを進めます
- 男女が共に認め合える社会の実現に向けて、男女共同参画への理解が深まるよう、適切な意識啓発を推進します

■ 【目標達成のための施策】

(1) 男女の役割分担を固定化しがちな社会制度・慣行の見直し

- 地域のしきたりや慣習が男女共同参画社会づくりに配慮され、必要に応じて見直されるよう、啓発活動の実施や資料配布等による情報発信を行います。
- 職場や家庭生活などにおいて、男性と女性に公平でない慣行等がないか意識し、男女共同参画の視点に立って見直しができるよう啓発資料の配布等の情報発信を行います。

(2) 男女が共に認め合い、個性と能力を発揮できる意識啓発の推進

- 社会制度や慣行の背景にある固定的性別役割分担意識の解消のため、また男女共同参画の理念への理解を深め定着させるため、県など関係機関の発行している広報資料等の配布を行います。
- 性別による固定観念にとらわれない、多様な考え方、生き方を選択できる環境づくりを推進するため、県等から発信される事例情報の提供を行います。
- 男性にとっての男女共同参画の意義や、家庭や地域活動等への男性の参画を重視した、県等から発信される情報の提供を行います。

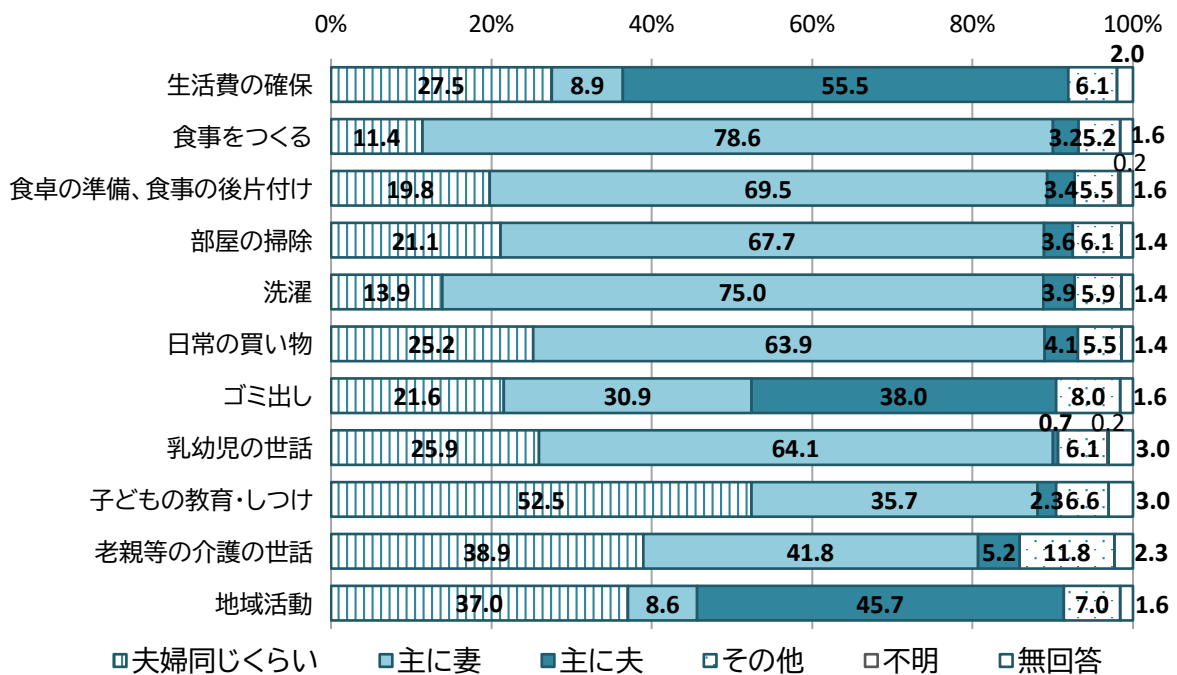
施策 1-3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

■【現状と課題】

小中学校の教育においては、社会科で基本的人権の尊重、男女平等、男女が共に協力しあう意義、異性への正しい理解と人格の尊重などの学習が行われています。長野県では、性別に基づく固定的役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るための教育を子どものころから行う施策が進められています。

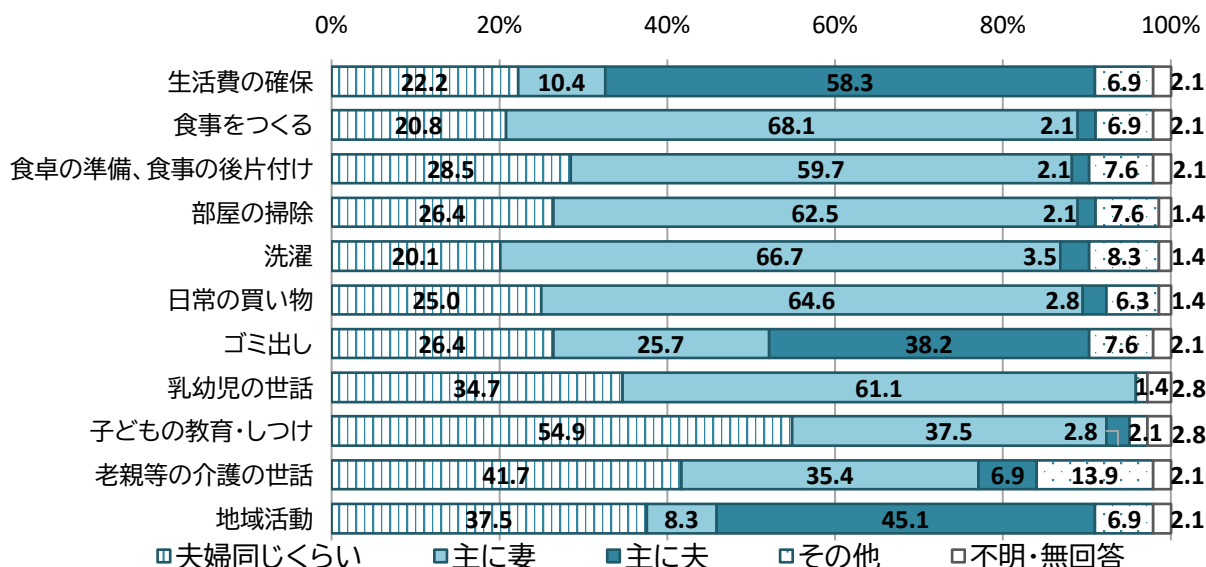
町民意識調査結果によれば、家庭内では「男性が優遇されている」が過半数を超えています。

- あなたの家庭では、次にあげる日常の事について、おもに誰が担当していますか
回答者全体（男女 20代～70代）（2019年町民意識調査より）



●あなたの家庭では、次にあげる日常の事について、おもに誰が担当していますか

男女 20代・30代（2019年町民意識調査より）



町民意識調査結果を見ると、「子どもの教育・しつけ」は夫婦同じくらいという回答が多い一方で、「食事をつくる」、「洗濯」、「食事片付け」等、毎日の生活に関わることは圧倒的に女性が担っていることがわかります。また、「乳幼児の世話」についても、6割以上は女性が担っています。

解答者の性別や年齢に関係なく「生活費の確保」、「地域活動」については夫の役割と回答された方が多いですが、それでも5割程度で、家庭内における女性の分担の大きさが分かります。なお、日常生活の分担について、11項目のうち「主に妻」の回答が6項目を占めました。一方で、若い世代では「夫婦同じくらい」の回答が「食事をつくる」、「乳幼児の世話」について全体よりも高い割合となっており、「生活費の確保」も前回0%だった「主に妻」の回答が10.4%に増加していることから、今回の結果は以前に比べると、男性の家事・育児への参加状況は増加していることがわかります。

子供の頃から社会・経済・雇用など基本的な仕組みや権利を学ぶとともに、仕事と生活の調和の重要性、家庭・地域における男女共同参画に対する正しい認識を持ってもらうために、情報や学習機会の提供、相談体制の充実などの家庭支援を行う必要があります。

■【基本方針】

- 家庭や地域において、男女共同参画を推進する教育・学習の一層の充実を図るとともに支援を行います
- 社会的な固定観念や制度・慣行の見直しが進むよう、意識啓発の推進や情報提供を行います

■ 【目標達成のための施策】

(1) 幼少期からの意識づけのための学校教育の充実

- 子どもたちが自らの生き方を主体的に選択し、将来の生活設計ができるよう県等関係機関から発信された資料等の情報提供を行います。
- 男女ともに一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。
- 男女共同参画の理解を深めるための学校での教育を支援します。

(2) 家庭教育・社会教育における男女の固定的役割分担の意識改革の充実

- 固定的性別役割分担意識解消のため、家庭や地域社会における意識改革を行います。
- 地域組織・P T A・保護者会とも連携し、人権研修会等において男女共同参画に関する内容を扱います。
- 固定観念にとらわれないための県等から発信される事例情報の提供を行い、学習会の開催などもこまめに情報を提供します。

■ 用語解説

「男女雇用機会均等法」

「雇用の機会における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野において女性と男性が均等な機会と待遇が受けられるようにするために、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別の禁止、ポジティブ・アクション（積極的格差是正）の促進やセクシャル・ハラスメント（性的言動による嫌がらせ行為）の防止に関する措置義務などが規定されている。

「社会的性別」（ジェンダー）

人には「生物学的性別」がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」という。「社会的性別」の一部には、性差別、固定的役割分担、偏見につながっているものもあるとされている。

「セクシャル・ハラスメント」（セクハラ）

性的な言動による嫌がらせ行為。略してセクハラという。相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じる行為を行うとセクハラに該当する。セクハラには、性的な要求を拒否したことを理由に、評価や処遇面で不利益を与える対価型のセクハラだけでなく、わいせつな言動を繰り返したり、職場でアダルトサイトを閲覧するなど、職場環境を不快なものにする環境型のセクハラがある。男女雇用機会均等法では、事業主に対し、セクハラを防止するための配慮義務が課せられている。

■ 【現状と課題】

我が国の男女共同参画施策は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上にかかる動きと連動して進められてきました。男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることに鑑み、国際社会の動向に配慮することが必要です。

近年、「インバウンド」といわれる外国からの旅行客が年を追うごとに増えてきています。2013年の1年間に日本を訪れた外国人観光客は10,363,904人「政府観光局（JNTO）データ」で初めて一千万人を超えて以降、2018年には31,191,857人となり、年々増加しています。

また、「出入国管理法」の改正により、2019年4月には新在留資格として「特定技能」が創設され、人口減少・少子高齢化によって引き起こされる労働力不足を解消するため、国を挙げて外国人労働者受入れ拡大を目指すことが示されました。

2019年1月1日現在、町には外国籍の方が全町民7,314人のうち128人（1.7%）居住しています。2014年1月1日には全町民7,757人のうち91人（1.2%）であり、今後も外国人の方と接する機会が増えることが予測されることから、多文化共生の観点により、国籍などが異なる人々がお互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築いていくことが大切といえます。

そうしたことから、国際社会の動向を男女共同参画の促進に生かすとともに国際的視野を持つ人材を育成することが必要です。

■ 【基本方針】

- 国際交流を通じた国際感覚の醸成に向けて情報提供を図ります
- 異文化理解のための意識啓発を進め、多文化共生のできる社会・地域づくりを進めるとともに、体制の整備を図ります

■ 【目標達成のための施策】

(1) 国際交流の推進を通じた国際感覚の醸成

- 県等関係機関からの男女共同参画における国際的な動向や、女性の社会参画に関する諸外国のデータ等の情報提供をします。

(2) 外国籍の人々とお互いの文化を認め合い共生できる社会づくり

- 多文化共生に係るリーフレットなどの配布を行い、異文化理解のための意識啓発を推進します。
- 日本語でのコミュニケーションが困難な外国籍の住民に対して、日常生活における様々な問題に対応できるよう関係機関と連携し、相談体制を整えます。

◆基本目標 2 多様な生き方ができる環境づくり

施策 2-1 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保

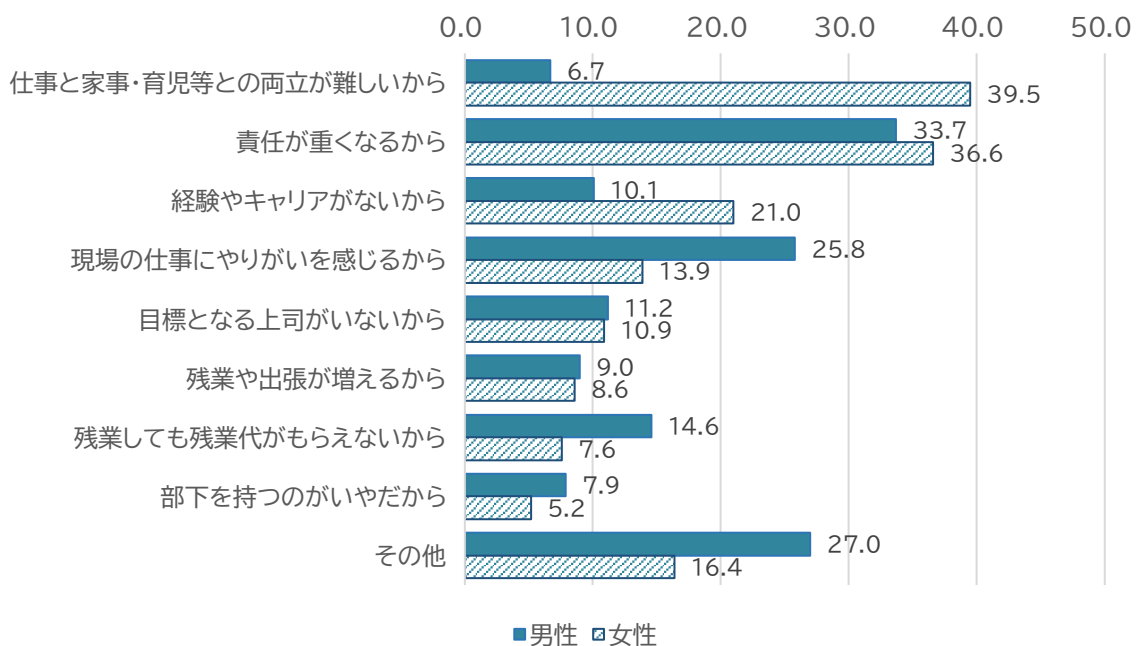
■【現状と課題】

女性も男性も、能力を十分に発揮できる機会及び待遇が確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要です。

以前と比較すると法制度等の整備が進んだことにより、女性の社会進出が進んでいるといわれています。しかし、就業を継続する希望がありながら、出産・育児や介護等により、就業の中断を余儀なくされる女性が少なからずいることも事実です。

県の調査（2018年度）によると、就業継続について、「定年まで」と考えている女性は50.8%います。

一方で、昇進については、管理・監督職を希望する女性は10.3%にとどまっています。その理由としては、「仕事と家事・育児等の両立が難しいから」（39.5%）、「責任が重くなる」（36.6%）といった割合が高くなっています。



管理・監督職への承認を希望しない理由（複数回答 単位：%）

【出典】「長野県女性雇用環境等実態調査報告書」2018年12月長野県産業労働部労働雇用課

県の調査（2018年度）では、女性が管理職等になっている事業所は、61.4%となっています。産業別では、「医療、福祉」が82.8%と最も多く、次いで「教育、学習支援業」が75.0%、「学術研究、専門・技術サービス業」が70.8%と続いています。

女性が管理職等に占める割合としては、「係長相当」が22.3%、「役員相当」

が21.4%、「部長相当」が8.7%、「課長相当」では11.1%となっています。

女性管理職が3割に満たない理由としては、「従業員全体に占める女性従業員の割合が低い（女性従業員が少ないため）」が45.9%、「現時点で、必要な知識や経験、判断力を有する女性がいいため」が44.8%となっています。

女性の登用、女性活躍推進に取り組んで「いる」事業所は、55.0%となっています。

具体的に取り組んでいる内容としては、「キャリア形成につながる部署・役職に、意欲・能力がある女性を積極的に登用している」が42.8%と最も多くなっています。次いで、「キャリア形成のための研修を実施している」が34.4%、「トイレ・更衣室・休憩室などの環境整備や機械・設備の導入による業務上の環境整備」が32.0%、「非正規社員の正社員登録制度を整備している」で30.6%となっています。

職場での男女の差を「感じる」は、38.4%で男性が37.1%、女性が38.3%となっています。町民意識調査では、「男性の方が優遇されている」が16.1%、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」42.3%を合わせると58.4%の方が「男性が優遇されている」としています。

県の調査によると男女の差を感じる内容は、「女性の賃金や手当が同一職種・勤続年数の男性より低いこと」が44.6%、「女性は仕事以外の雑務をさせられていること」が40.0%、「女性の昇任や昇格が男性よりも遅いこと」が38.1%となっています。

性別では、男性は「女性の昇任や昇格が男性よりも遅いこと」が40.0%、「女性の仕事の内容が補助的なものに偏っていること」が40.0%と多くなっており、一方で女性は、「女性の賃金や手当が同一職種・勤続年数の男性より低いこと」が47.6%で最も多く、「女性には仕事以外の雑務をさせられていること」で42.0%、「女性の昇任や昇格が男性よりも遅いこと」が38.7%と続いています。

■ 【基本方針】

- 雇用の場等において、男女格差の積極的解消を図り、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた意識の啓発や情報提供を図ります
- 女性が持つ能力を十分に発揮できるよう企業等に対して支援の充実を図ります

■ 【目標達成のための施策】

(1) 男女が共に働きやすい職場環境の改善のための啓発

- 均一価値労働同一賃金に向けた均等・均衝待遇推進のため、男女雇用機会均等法令の周知啓発をはじめ、男女間の昇給・昇進の均等化や正規労働者への転換の促進など、県等の情報を細やかに周知し、男女が共に働きやすい職場環境改善のための啓発を図ります。

(2) 男女間の社会参加における格差の積極的解消の推進

- 女性は、男性に比べると仕事上の能力向上の機会が少ないと感じている人が多くいます。また、管理職における女性の割合を拡大するためには、企業や職場環境、組織風土の改善が不可欠です。
- 女性の能力向上、リーダー育成のための県等の講座、セミナーなどの開催等への参加を呼びかけ、情報提供を行います。

(3) 女性の能力発揮に対する支援の充実

- 育児・介護休暇制度の普及促進や事業所への男女共同参画に関する啓発を行います。
- 出産育児後の女性を対象とした職場復帰や再就職に必要な知識技能の習得の機会を得るための情報提供を行います。
- 事業所に対し、マタニティ・ハラスメント防止のための啓発を図ります。
- 様々な分野で、女性が能力を発揮できるよう、活動を始めるための手がかりが得られる情報提供に努めます。

■ 用語解説

「育児・介護休業法」

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児や介護を行う労働者が職業生活と家庭生活を両立できるよう、育児や介護のための休業制度などについて定めている。

「マタニティ・ハラスメント」

職場において妊娠・出産した女性に対して、妊娠・出産したことが業務上支障をきたすという理由で退職を促すなど、精神的・肉体的な嫌がらせを行うこと。民間の調査によれば「セクシャル・ハラスメント」より被害が多いという報告もある。

施策 2-2 農林商工業等の自営業における男女共同参画の環境づくり

■ 【現状と課題】

農林業、商工業などの自営業においては、固定的役割分担意識に基づく慣行などにより女性が本来持てる力を十分に発揮できない状況がまだまだ続いています。

意識の改革や能力開発など女性が活躍できる環境づくりを推進し、方向決定過程への女性の参画を進めるとともに女性の果たしている役割や価値を適正に評価することが重要です。

立科町における女性農業就業者は農業就業者数の 39.7%（前回比+20.7）を占め、農業生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。

地元女性による直売所の起業、女性団体協議会による女性リーダーの育成など地域活動も活性化してきており、これらの活動の普及と定着化するための環境づくりが重要です。

農業委員会における女性委員の割合は 12.5%（前回比-2.5）で、JA 理事のうち女性は 21.1%（前回比-11.9）など農業分野における方針決定の場への女性の参画はそれほど進んでいない状況です。また、担い手不足が課題となっており、女性農林業者の育成や活動を支援する必要があります。

商工業においては、商工会女性部の部員数が年々減少し、女性組織の弱体化も懸念されることから、県などで主催する講習会・研修会などの情報を広く周知し、能力開発や働きやすい環境整備を進める必要があります。

■ 【基本方針】

- 農林商工業等の自営業について、女性が活躍できる環境づくりを推進できるよう、関係機関等とも連携を図るとともに、担い手に対する支援を行います

■ 【目標達成のための施策】

(1) 農業、商工業等自営業における労働に対する対価等の正当な評価と待遇の確保のための環境整備

- 家族協定の締結の推進により、女性に対等なパートナーとして経営に参加できる環境を整備します。
- 県とともに地域女性リーダーの養成及び女性団体の組織活動の支援を行います。
- 研修会等の開催により男女共同参画促進の意識啓発を図るとともに、関係機関・団体と連携して、農業委員など政策決定の場における女性登用をなお一層推進します。

■ 用語解説

「家族経営協定」

家族経営内において、経営主と配偶者、後継者、その他家族員が自由な意思にもとづいて経営のやり方や所得の配分、移譲計画や生活上の諸事項について取り決めを行うこと。

このことは、家族関係を近代化し、後継者の確保や女性の地位向上に資するものである。

立科町ではこれまでに 11 組の家族経営協定が結ばれている。

施策 2-3 地域社会における男女共同参画の推進

■ 【現状と課題】

区、公民館、PTA、まちづくり、地域防災、環境保全、子育て、介護支援など、身近な地域活動においてその活動の参加者が特定の性や年齢層で担われている場合があります。

保育園保護者会等、地域組織の中でも女性が大きな役割を果たしている部分がありますが、多くの組織では方針を決定する役員等は、男性が圧倒的に多く、地域の中で暗黙の順番ができていくのが現状です。地域組織のリーダー等への女性の参画を推進していくためには、従来のしきたりや慣習等について意識改革が必要です。

環境の分野では女性の高い関心や経験を活かしながら、地球環境問題を解決し、持続可能な社会の実現を目指していくための取り組みを進める必要があります。

観光の分野では、女性も男性も参画して地域の自然・文化・産業を新たな視点で見直すことで魅力のある観光地づくりを図る必要性があります。

■ (参考) 立科町の審議会・委員会における女性の割合

◇ 地方自治法第 202 条の 3 に基づく立科町審議会

市町村防災会議（災害対策基本法第 16 条）	4.2%	（前回比 -12.8）
民生児童委員（民生委員法第 5 条）	50.0%	（前回比 -11.0）
国民健康保険運営協議会（国民健康保険法第 11 条）	55.6%	（前回比 +11.6）
地方青少年問題協議会（地方青少年問題協議会法第 1 条）	13.6%	（前回比 -7.4）
社会教育委員（社会教育法第 15 条）	33.3%	（前回比 -8.3）
地方文化財保護審議会（文化財保護法第 190 条）	0%	（前回比 ±0）
開発審査会（都市計画法第 78 条）	12.5%	（前回比 +2.5）
公文書公開審査会	0%	（前回比 ±0）
環境審議会	16.7%	（前回比 -8.3）
消防委員会	0%	（前回比 -20.0）

◇ 地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会

教育委員会	25%	（前回比 +5.0）	選挙管理委員会	25%	（前回比 +25.0）
監査委員	0%	（前回比 ±0）	農業委員	12.5%	（前回比 -2.5）
固定資産評価審査委員会	0%	（前回比 ±0）			

■ 【基本方針】

- 地域における方針決定過程への女性の参画を推進するための組織の見直しや情報提供・意識啓発を行います
- 多様な分野での男女共同参画の推進に向けて、女性の登用を図るとともに、能力を活かすための情報提供に努めます

■ 【目標達成のための施策】

(1) 地域における方針決定過程への女性の参画促進と活力ある地域組織づくり

- 区、公民館、PTA等が主体的、積極的に男女共同参画に取り組むため、地域組織の実態把握に努め、女性の役員の一割程度の組織参画を求めるため、役員の選出方法や組織の見直しなど先進的な事例の収集提供や意識啓発を呼びかけます。
- 自治会・PTA等の方針決定過程への女性の参画の拡大のため、地域組織のリーダーを対象とした研修会等を行い、男性の理解と協力を得るための啓発に加え、女性自身の積極的な参画を推進するための啓発を行います。
- 子育て支援活動・介護活動等の特定の性や世代で担われている分野への男女双方の参画を進めるため、事例の収集・提供・意識啓発を行います。

(2) 環境・観光等の分野での男女共同参画の推進

- 環境審議会、環境整備委員会等の委員への女性の登用拡大を図り、また、環境問題に関する女性の高い関心や豊かな知識経験を活かせるよう、情報提供に努めます。
- 女性の感覚での新たな観光資源の発掘に向けて、セミナー等の情報を提供します。

施策 2-4 男女の仕事と生活の調和

■ 【現状と課題】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、個人の生活の充実とともに社会・経済の活性化に役立つものですが、これに対する理解が十分浸透していません。結婚や出産、育児を通じて働くことを望む女性が増える一方で、職場環境や子育て支援などの体制の整備不足から、女性はそれぞれの時期において働き方の選択を迫られています。

県の調査では、仕事を辞めた理由としては、「家事・育児に専念するため、自発的にやめた」が56.2%、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しそうだった」が20.1%となっています。

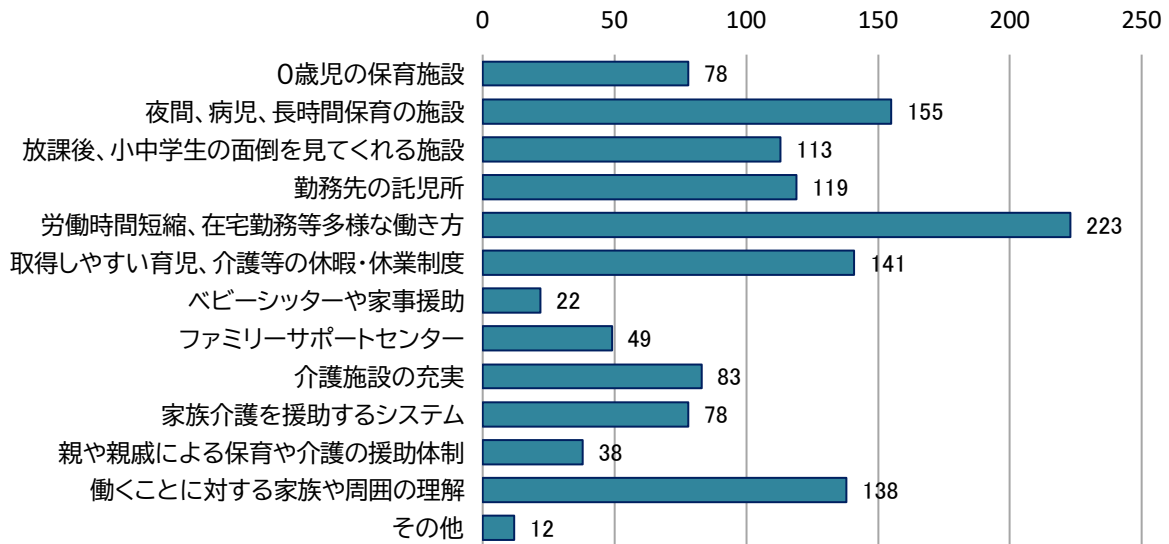
女性は男性が考えるよりも「家事・育児に専念するため、自発的に辞めた」（女性：52.1%、男性：62.8%）を理由とする割合が低く、「その他」（女性：19.3%、男性5.8%）の理由が多くなっています。「その他」の具体的な内容としては、体調面や社内の人間関係や制度、転居等となっています。

町民意識調査（2019年）によると、女性が働き続けるための環境として必要なものは、「労働時間短縮、在宅勤務、フレックスタイム（時差出勤）など多様な働き方」（223/1,249人）が一番多く、次いで「夜間、病児、長時間保育の施設」（155/1,249人）、「取得しやすい育児、介護等の休暇・休業制度」（141/1,249人）の順となっています。

- 女性が働き続けるためには、特にどのような環境が整えばよいと思いますか。3つまでお選びください。（2019年町民意識調査 複数回答：n=1,249人）

[選択肢]

- 1 0歳児の保育施設
- 2 夜間保育、病児保育、長時間保育施設
- 3 放課後、小中学生の面倒を見てくれる施設
- 4 勤務先の託児所
- 5 労働時間短縮、在宅勤務、フレックスタイム（時差出勤）など多様な働き方
- 6 取得しやすい育児、介護、ボランティア等の休暇・休業制度
- 7 ベビーシッター（留守番子守り役）や家事援助の提供者
- 8 ファミリーサポートセンター（地域の助け合いによる保育や介護体制）
- 9 介護施設の充実
- 10 家族介護を援助するシステム
- 11 親や親戚による保育や介護の援助体制
- 12 働くことに対する家族や周囲の理解
- 13 その他



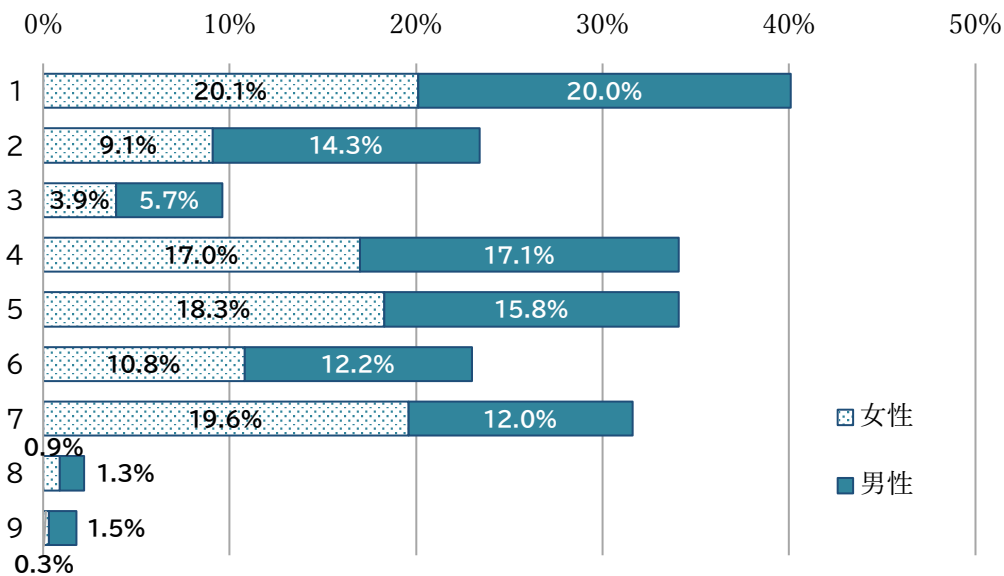
国立社会保障・人口問題研究所の調査（2016年）によると、女性が出産後も就業を継続する割合は上昇してきており、これまで4割前後で推移してきましたが、最新の調査では53.1%まで上昇しています。育児休業制度を利用して、就業を継続した割合も大きく上昇していることから、制度が浸透してきているといえます。

しかし、第1子出産を機に離職する女性の割合は46.9%で、依然として高い状況にあります。

- 男性が家事、育児、介護などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（2019年町民意識調査より）

[選択肢]

- 1 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
- 2 企業中心という社会全体の仕組みを改めること
- 3 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設けること
- 4 労働時間短縮や休暇制度を普及させること
- 5 夫婦の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと
- 6 男性の企業中心の生き方・考え方を改めること
- 7 小さいときから男性に家事や育児に関する教育をすること
- 8 その他
- 9 特に必要ない



上の町民意識調査結果によると「1. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」、「4. 労働時間短縮や休暇制度を普及させること」、「5. 夫婦の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと」、「7. 小さいときから男性に家事や育児に関する教育をすること」といった意見が多いことがわかります。

長時間労働の抑制、年次有給休暇等の取得が進んでいないことなどの理由により、男性の育児・家事への参加は少ない状況にあり、また、女性と比較して、男性の育児休暇の取得が進んでおらず、このことも育児への参加が進まない要因と考えられます。加えて、高齢化率の増加に伴い、介護を要する高齢者の増加で、仕事と介護の両立を迫られる労働者の増加も見込まれます。

国の調査（「内閣府・男女共同参画推進連携会議令和元年版データ」）によると介護・看護を理由として過去1年以内に離職した人は、2018年には10万人となっています。その内訳は女性8万人、男性2万人であり、女性が8割を占めています。

男女共に人生の其々の段階に応じた多様な生き方を選択できるようになるため、仕事と生活の調和の意義や多様な働き方の普及を図る必要があることと、保育・介護サービスの充実や育児介護のための各種制度の利用をしやすい環境づくり、仕事と生活の両立支援に取り組む必要があります。

■ 【基本方針】

- 働き方改革などにより、各自が望む多様な生き方を選択できる環境・意識づくりの推進や情報の提供を図ります
- ワーク・ライフ・バランスの実現を支援する体制の充実を図ります

■ 【目標達成のための施策】

(1) 自分の生き方に合った仕事と生活の調和の実現

- 仕事と生活の調和の実現に向けて、セミナー等の情報提供により、仕事と家庭の両立制度の利用促進や働き方の見直しに関する意識醸成を行います。
- 短時間正社員制度、テレワーク・ワークシェアリング等、仕事と生活の調和を可能にする多様な生き方について、事例の収集・提供などにより普及を図ります。
- 男性の働き方の見直しや育児・家事等への参画を促進するため、モデルとなる事例の収集・提供をします。

(2) 子育て、介護等を支援する体制の充実

- 子育て支援活動、介護活動等への特定の性や世代で担われている分野への男女双方の参画を進めるため、事例の提供や意識啓発を行います。

■ 用語解説

「テレワーク」

情報通信手段を活用し、場所や時間にとらわれずに働く労働形態。英語の「tele（離れた場所）」と「WORK（働く）」を合わせた造語で、テレコミュティング（telecommuting）とも呼ばれる。企業などの被雇用者がオフィス以外の場所で業務すること。

「ワークシェアリング」

1つの仕事を多数で分け合うという考え方や政策のこと。大人数で少しずつ働くことで、雇用確保及び失業対策を目的に実施されることが多い。

「ワーク・ライフ・バランス」

「仕事と生活の調和」と訳される。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上さらには社会・経済の活性化に寄与するといわれる。

◆基本目標 3 安全で安心な社会づくり

施策 3-1 人々が安心して暮らせる環境の整備

■【現状と課題】

県内の市町村の多くが人口の減少に悩まされているように立科町も出生率 5.8%（人口千対：2016年10月1日現在）と低く、人口が減少しています。高齢社会を豊かな活力あるものとするためにも、育児や介護をするための育児休暇制度、介護休暇制度など様々な法制度も年々改善し環境が整ってきていますが、現実には育児や介護はまだまだ女性に大きく負担がかかっています。さらに、少子化や核家族化による母親の孤独や不安は、精神的肉体的に負担が重くなり児童の虐待にもつながりかねません。女性に育児や介護などの負担が偏らないよう、様々な制度の利用や地域社会での支援等環境の整備が必要です。

ひとり親家庭（母子・父子家庭）では、ひとりの親が子育てと生計を担っていることも多く、日常生活、仕事、子どもの養育など様々な面で負担が大きいのしかかかっています。生活支援、就業支援、経済的な支援が必要で、ひとり親家庭の負担の軽減対策が必要です。

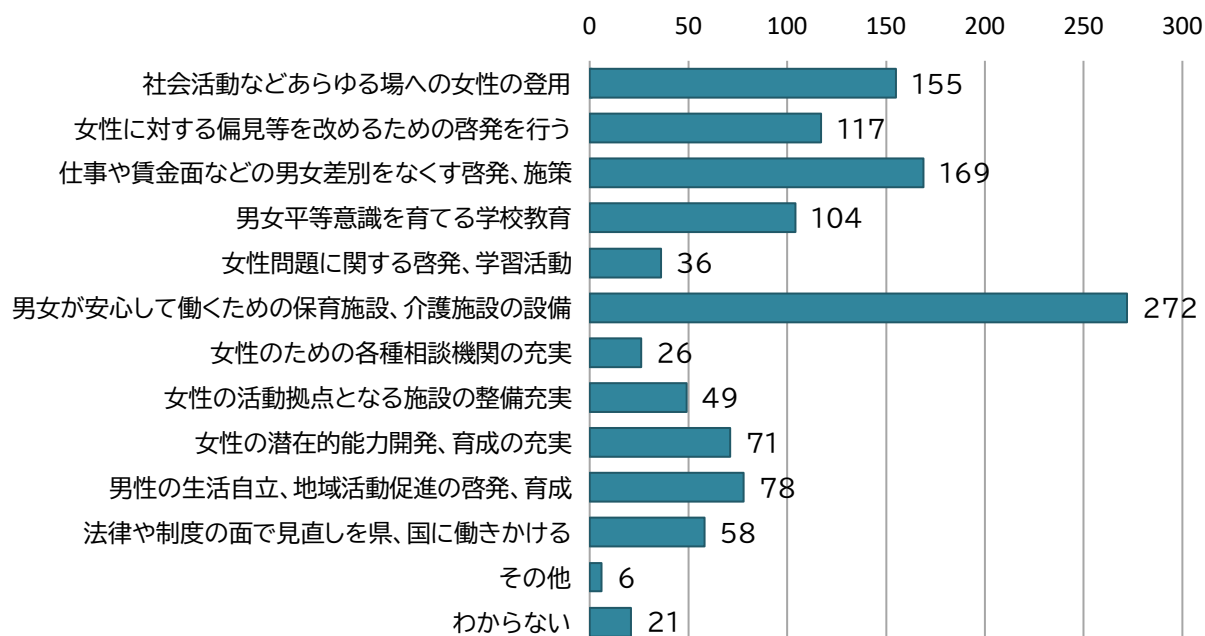
また、高齢者も増加しており、2015年10月1日現在の立科町の高齢化率は、33.6%で県の30.1%と比べて高い状況です。高齢社会を豊かで活力あるものとするため、高齢期の男女が地域社会の中でいきいきと安心して暮らせる環境が必要となります。

また、就職を希望する高齢者に対しても、年齢や性別に関わらず、やりがいを持って働くことができる雇用・就業の環境の整備を進めるなど、社会参加や社会貢献を支援する環境を整備する必要があります。

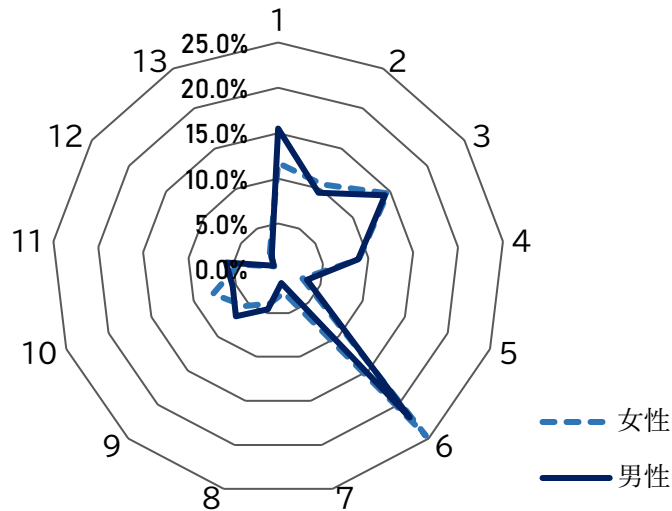
●男女がともにお互いを尊重し、協力し合う「男女共同参画社会」を実現するためには、行政は特にどのようなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか。3つまでお選びください。(2019年町民意識調査)

[選択肢]

- 1 社会活動などあらゆる場への女性の登用
- 2 女性に対する偏見等を改めるための啓発を行う
- 3 仕事や賃金面などの男女差別をなくす啓発、施策
- 4 男女平等意識を育てる学校教育
- 5 女性問題に関する啓発、学習活動
- 6 男女が安心して働くための保育施設、介護施設の設備
- 7 女性のための各種相談機関の充実
- 8 女性の活動拠点となる施設の整備充実
- 9 女性の潜在的な能力開発、育成の充実
- 10 男性の生活自立、地域活動促進の啓発、育成
- 11 法律や制度の面で見直しを県、国に働きかける
- 12 その他
- 13 わからない



調査結果では、「男女が安心して働くための保育施設、介護施設の設備」(272人)が最も多く、次いで「仕事や賃金面などの男女差別をなくす啓発、施策」(169人)、「社会活動などあらゆる場への女性の登用」(155人)の順となっています。



女性は、「6.男女が安心して働くための保育施設、介護施設の設備」(24.6%)が最も多く、次いで「3.仕事や賃金面などの男女差別をなくす啓発、施策」(14.7%)、「1.社会活動などあらゆる場への女性の登用」(11.7%)の順となっています。

男性も、「6.男女が安心して働くための保育施設、介護施設の設備」(21.9%)が最も多くなっていますが、次いで「1.社会活動などあらゆる場への女性の登用」(15.5%)、「3.仕事や賃金面などの男女差別をなくす啓発、施策」(14.3%)の順となっています。

■ 【基本方針】

- (1) 全ての町民が、安心して暮らし続けられる環境の整備を推進します
- (2) ひとり親家庭などに対し、適切な時に適切な支援ができるように取組の推進や体制の構築を図ります

■ 【目標達成のための施策】

(1) 一人ひとりが生涯を通じて安心して暮らせる環境の整備

- 町民一人ひとりが生涯を通じて安心して暮らせるよう、制度の充実や環境の整備を図ります。
- 広報やホームページ等を通じて情報の発信と周知を図ります。
- それぞれが直面する不安、心配ごとなど相談窓口

(2) ひとり親家庭の自立支援

- 生活安定のための講習会、生活支援などひとり親家庭への施策の情報提供を行います。
- 児童扶養手当等の支給や医療費の扶助、生活福祉資金の貸付など。

施策 3-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

■ 【現状と課題】

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、配偶者や恋人間での暴力である DV^{*}やデート DV^{*}の他、セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）等が、大きな社会問題になっており、被害者の多くは女性という現状にあります。

こうした女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

DV については、町にも相談が寄せられています。2018 年度の調査（内閣府）では、配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等は、国全体で 114,481 件のうち、長野県は 921 件となっています。

同調査によれば「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（いわゆる「DV 防止法」）の認知度については、「法律があることも、その内容も知っている」という人が 21.6%、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」という人が 66.4%であり、合わせて 88.0%と 9 割近くですが、内容も知っている人の数値をみると十分に浸透しているとはいえない状況です。

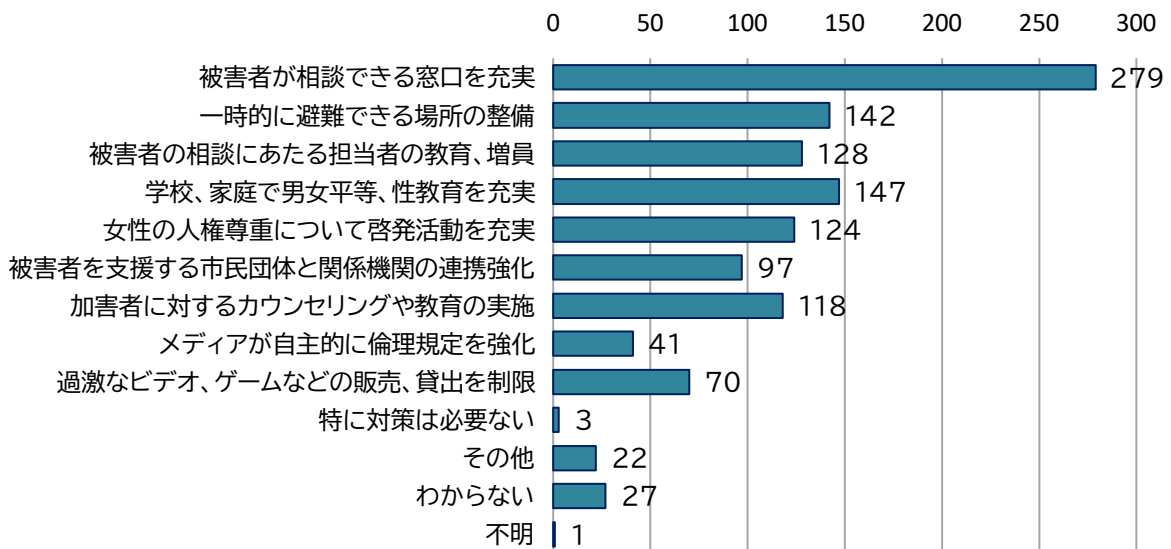
また、県の調査（2018 年度）では、DV（配偶者等からの暴力）について、女性相談センター等の相談機関が受け付けた相談件数は、1,658 件で対前年比 104.1%となっていることから、配偶者以外の交際相手等からの暴力を受けている人も一定数いると推測されます。

町民意識調査（2019 年）によると、DV を含む女性に対しての暴力への対策については、「被害者が相談できる窓口を充実」（279 人）が最も多く、次いで「学校、家庭で男女平等、性教育を充実」（147 人）、「一時的に避難できる場所の整備」（142 人）の順（複数回答：n = 1,199 人）となっています。

●性犯罪、夫婦間暴力、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力への対策として、どのようなことをしていったらよいと思いますか。あなたのお考えに近いものを3つまでお選びください。(2019年町民意識調査)

[選択肢]

- 1 被害者が安心して相談できる窓口を、職場や学校、行政機関で充実すること
- 2 一時的に被害者が避難できる場所（シェルター）の整備を進めること
- 3 被害者の相談にあたる担当者の研修や相談員の増員を図ること
- 4 学校や家庭で男女平等や性についての教育を充実させること
- 5 女性の人権の尊重について、職場や学校、行政機関での啓発活動を一層充実させること
- 6 被害者を支援する市民団体と関係機関との連携を強化すること
- 7 加害者に対するカウンセリングや教育を実施すること
- 8 メディア（新聞、テレビなど）が自主的に倫理規定を強化すること
- 9 過激な内容のビデオソフトやゲームソフトなどの販売や貸出しを制限すること
- 10 特に対策の必要はない
- 11 その他（具体的に)
- 12 わからない



男性と女性が、それぞれの尊厳を重んじた対等な関係をつくり、暴力を容認しない社会を実現するため、体制の充実、意識の啓発を行うことが大切です。これには、小学生などの低年齢のうちからお互いの人権を尊重する意識啓発を行うことが重要と考えられます。

■ 【基本方針】

- 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けての取組をより一層進め、男女共同参画社会の形成を図ります
- 暴力による被害者の保護と自立支援に向けた体制整備を推進します
- 暴力を未然に防ぐため、意識啓発や情報発信などに、より一層取り組んでいきます

■ 【目標達成のための施策】

(1) 配偶者暴力防止法による暴力(身体・言葉・経済的等)の根絶のための基盤づくり

- 県等主催のDV防止に関する講演会等の開催や意識啓発を行うための情報発信を行います。
- 暴力を発見したときの通報先や相談先を周知します。
- 広報やホームページなどで性犯罪等の発生や潜在化を防止するための啓発活動を行います。
- 女性の相談窓口の充実を図り、県等の女性相談センターやカウンセリング、法律相談などへの連携を深め、被害者に対する支援を行います。
- 学校・企業等で男女の人権を尊重するための教育を充実させます。

(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者保護と自立支援

- 暴力を許さない社会づくりとDV被害者の保護のため、情報発信を行い、関係機関との連絡を密にします。
- 被害者の安全確保のため、通報などを児童相談所や女性相談センターにつなぎ、相談内容の緊急度に応じた判断と関係機関からの支援を行えるようにします。

(3) 性犯罪、ストーカー事案等への取り組み

- 性犯罪を防止するため、女性対象の防犯講習会、護身術講習会等を実施します。
- ストーカー、DV被害者の安全確保に向けて関係機関との連携を強化し、相談窓口の周知など情報発信を行います。

(4) セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止

- セクシャル・ハラスメントを含む女性のための各種相談窓口に関する情報提供を行います。
- 広報等によるセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止の意識啓発に努めます。

■ 用語解説

「DV」(ディーブイ：ドメスティック・バイオレンス)

英語の「domestic violence」を表記したもの。DV(ドメスティック・バイオレンス)については、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」と呼ばれることもある。

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在する。男女共同参画局のホームページでは、暴力を「身体的なもの」「精神的なもの」「性的なもの」に分類している。

「デートDV」(デートディーブイ)

交際相手からふるわれる暴力を「デートDV」という。2017年の内閣府の調査では、女性の5人に1人、男性の10人に1人が、交際相手からの「被害経験がある」と答えている。また、「被害経験がある人」のうち、約半数以上の人「友人・知人に相談した」という調査結果が出ている。

「パワー・ハラスメント」(パウハラ)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

「みんなの前で、上司から大声で怒られた」「毎朝、挨拶しても無視される」「処理しきれない量の仕事を無理やりやらされる」「自分にだけ仕事が回ってこない」……。

こういった職場における「いじめ」や「嫌がらせ」などのパワー・ハラスメント、いわゆる「パウハラ」は10年ほど前に登場した比較的新しい言葉にもかかわらず、今や多くの人とその言葉を認知しているなど社会問題化している。

施策 3-3 生涯を通じた男女の健康支援

■ 【現状と課題】

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、お互いの人権を尊重しつつ、生涯にわたり健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

健康がおびやかされる事柄の中に、喫煙習慣や薬物の乱用等の問題があります。特に、妊娠・出産などは女性にとっての大きな節目であり、この時期に応じた健康支援は、女性の生涯の健康を維持するためにも必要なことと考えられます。

女性が生涯にわたって主体的に自分の健康を確保できるよう、「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※について、社会全体の理解を深めることが求められています。「性と生殖に関する健康と権利」の考え方からも、望まない妊娠を防ぐため、性に関する健康問題についての理解を深めるための周知を行うほか、不妊に悩む男女に対しても精神的、経済的支援が不可欠です。

がんが死因の第1位である長野県（2016年長野県衛生年報）において、2016年度国民生活基礎調査によると、がん検診の受診率は、胃がん37.1%、肺がん45.6%、大腸がん37.1%であり、女性特有のがんである子宮頸がん・乳がんの検診率は子宮頸がん28.4%、乳がん27.8%となっています。

2016年度の立科町における町のがん検診受診者は、胃がん4.1%、肺がん8.3%、大腸がん13.3%、子宮頸がんが11.0%、乳がん8.2%、にとどまっています。

がんによる死亡を減らすためには、早期発見が重要です。今後もなお一層、がん検診受診率を上げるため、検診に関する啓発や体制を整備し、がんによる死亡を減らしていかなければなりません。

■ 【基本方針】

- 男女が生涯にわたって、自身の健康を主体的に確保できるよう、意識啓発に取り組みます
- 一人ひとりが長く健康でいられるよう、性別や年代等に応じた啓発や健康相談などの支援を充実させます

■ 【目標達成のための施策】

(1) 健康をおびやかす問題についての支援

- 喫煙防止や薬物乱用防止のための意識啓発を実施します。
- 生涯にわたる健康の維持を図るため、保健事業において受動喫煙や喫煙習慣のたばこの害から健康を守るための普及啓発を行います。
- HIV（エイズ）、性感染症に関する普及啓発活動を実施します。
- 思春期の男女、保護者に対し、個別健康相談や集団指導を実施することにより、悩みの解消と正しい知識の普及を図ります。

(2) 男女の年代等に応じた健康支援

- がんの治療には、早期発見が重要であるため、がん検診に関する啓発を行います。
- 子宮頸がんの原因となる性感染症の予防に向けて啓発活動を行い、がん発生の防止に努めます。
- 保健師・栄養士による不妊、妊娠、更年期障害等、女性の健康に関する相談を行います。

■ 用語解説

「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることであり、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利。

施策 3-4 防災分野における男女共同参画の推進

■ 【現状と課題】

防災の分野では、東日本大震災の際に男女共同参画の視点が不十分であったために、救援物資の配分や避難所の運営等で課題が生じました。

各地で甚大な被害を出した 2019 年 9 月の台風 19 号の際には、避難所において女性が安心して着替えや授乳ができる設備をそろえ、プライバシーに配慮した避難所が出てきたものの、全ての避難所でそうした対応ができたわけではなく、避難所運営の課題が改めて浮き彫りになりました。

そうしたことから、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮することが大切で、事前の備え、避難所の運営、被災者支援等において男女共同参画の視点を取り入れていく必要があります。

内閣府は 2016 年、授乳室設置や生理用品の確保を求めた「避難所運営ガイドライン」を策定しましたが、今回の被害を受け、避難所での女性や子どもへの配慮事項をまとめた指針を 2019 年度内に改定することを目指しています。

町における市町村防災会議への女性の参画は 24 名中 1 名となっています。女性消防団員数は、367 名中 7 名で 1.86% の構成率となっています。数は少ないものの、地域において多岐にわたる活動を行っています。

多様な視点を反映した防災対策を実施するため、防災会議や消防団員等、防災分野への女性の参画を進めていく必要があります。

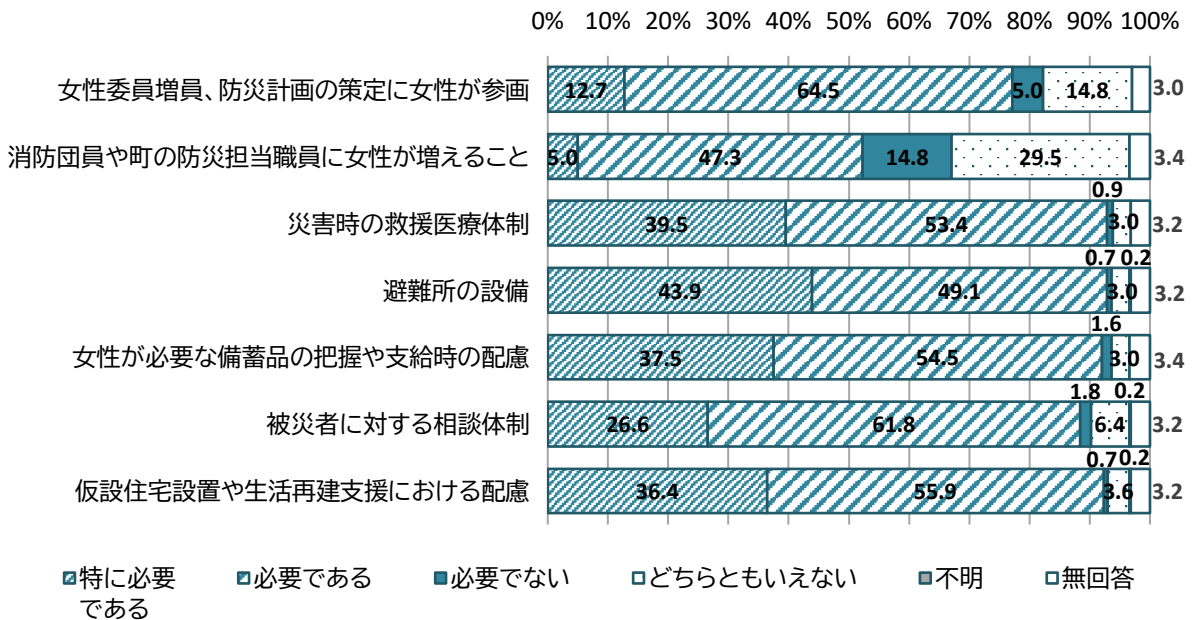
●あなたは、防災・災害復興対策において、男女共同参画の視点からどのような取組が必要だと思いますか。それぞれ1つ選んで番号を記入してください。(2019年町民意識調査)

[項目]

- 1 女性委員増員、防災計画の策定に女性が参画
- 2 消防団員や町の防災担当職員に女性が増えること
- 3 災害時の救援医療体制
- 4 避難所の設備
- 5 女性が必要な備蓄品の把握や支給時の配慮
- 6 被災者に対する相談体制
- 7 仮設住宅設置や生活再建支援における配慮

[選択肢]

特に必要である 必要である 必要でない どちらともいえない



「災害時の救援医療体制」、「避難所の設備」、「女性が必要な備蓄品の把握や支給時の配慮」、「仮設住宅設置や生活再建支援における配慮」は、「特に必要である」と「必要である」を合わせて全体の9割以上となっていますが、「被災者に対する相談体制」も8割以上、「女性委員増員、防災計画の策定に女性が参画」も7割以上、「消防団員や町の防災担当職員に女性が増えること」も半数以上となっています。またすべての項目で、「必要である」が最も多くなっています。

■ 【基本方針】

- 男女共同参画の視点を取り入れ、協働による防災体制の強化・防災意識の向上に継続的に取り組んでいきます
- 多様な視点を反映した防災対策を実施するため、防災分野における女性の参画を推進します

■ 【目標達成のための施策】

(1) 男女共同参画による防災体制強化の推進・意識の向上

- 男女共同参画の視点を取り入れ、男女ともにさまざまな立場や年齢層の住民の参画を図り、行政との協働により地域防災の推進に取り組めます。
- 被災時の男女のニーズの違いに配慮し、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練等により、住民の防災意識の高揚を図ります。

(2) 防災分野への女性の参画推進

- 自主防災組織への男女共同参画の取り組みの推進を行います。
- 町防災計画、各種災害対応マニュアル及び災害用備蓄品の見直しにあたっては男女共同参画の視点に配慮します。
- 防災分野の男女共同参画を推進するため、町防災会議への女性委員の登用や女性消防団員の加入を促進します。
- 防災分野への女性の参画により、防災に関する施策や整備に多様な意見の反映を努めます。
- 企業及び自治組織との協力体制を強化するとともに、消防団活動を支援し、消防団の充実を図ります。

第 3 章

推進体制の整備

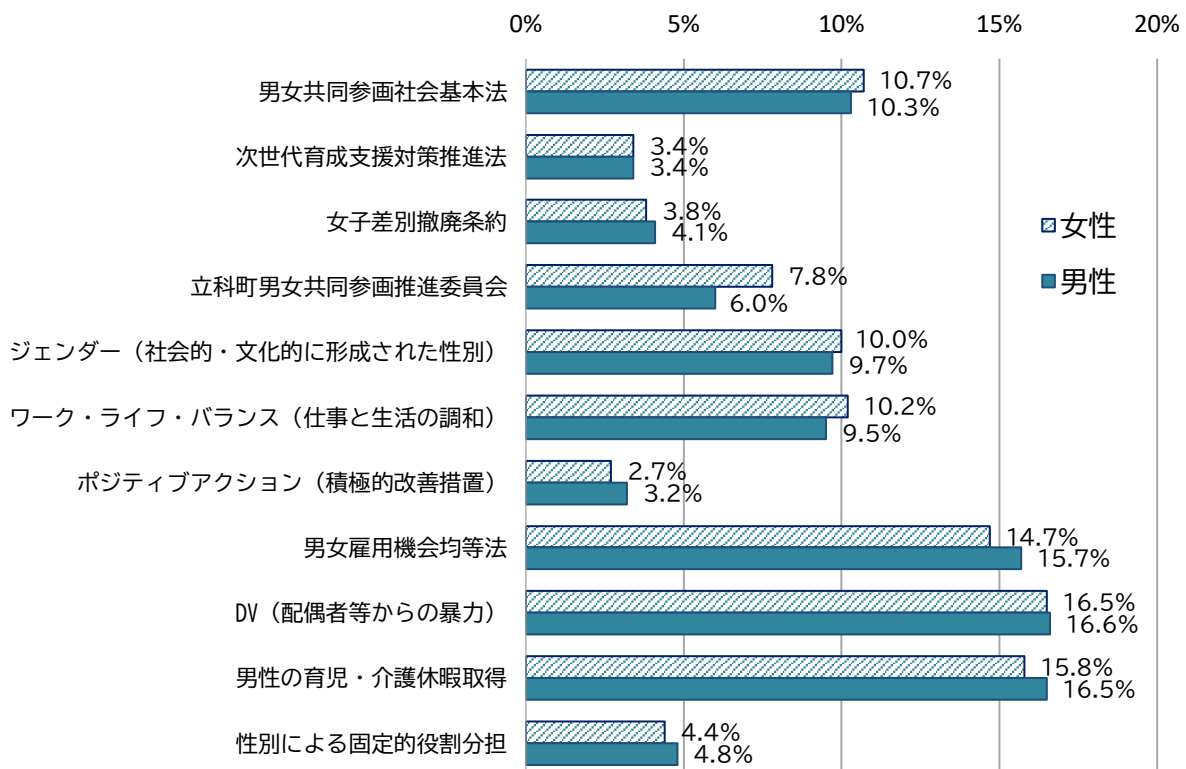
計画推進体制の整備

■ 【現状と課題】

町政全般にわたり、総合的、計画的に男女共同参画を推進するために「立科町男女共同参画推進委員会」が設置されています。これまで述べてきた長期計画の実効性を確保するためにも、この組織において啓蒙活動や研修、情報発信、相談等の取り組みを進めていく必要があります。

町民意識調査によれば男女共同参画に係わる項目や用語については、「DV（配偶者等からの暴力）」、「男女雇用機会均等法」、「男性の育児・介護休暇取得」などの認知度が高く、「ポジティブアクション（積極的改善措置）」、「次世代育成支援対策推進法」、「女子差別撤廃条約」などが低くなっています。また、町で男女共同参画を推進していく重要な組織の一つである「立科町男女共同参画推進委員会」についての認知度もそれほど高くないことから、今後委員会の活動を活性化し、もっと知っていただく必要があります。

●あなたは以下にあげることばを見たり聞いたりしたことがありますか。（2019年町民意識調査より）

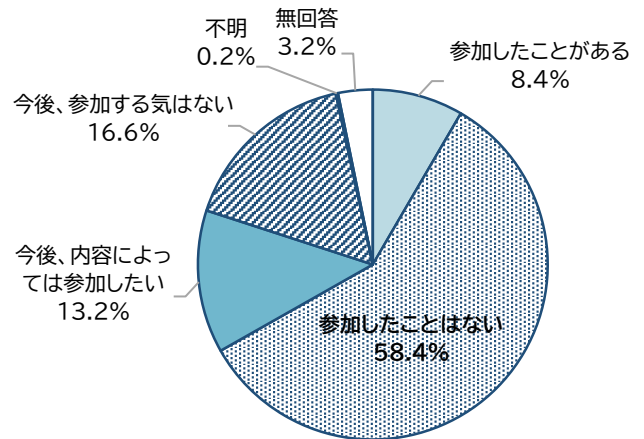


立科町男女共同参画推進委員会では年度当初の計画、年度末の総括会議のほか、毎年一般町民向けの「男女共同参画ふれあいサロン現地研修会」を実施しており、県内外各地で女性がリーダーとなって活躍している団体の活動を視察しています。

町ではその他にも男女共同参画セミナー・講演会等を開催していますが、町で開催している取組に参加したことがある人は8.4%と低い値になっています。

町民意識調査によれば、このような取り組みに参加した、または参加したい希望を持っておられる町民は21.6%で、周知の方法や内容等の見直しを検討する必要があります。

選択項目	人数(人)	割合(%)
参加したことがある	37	8.4%
参加したことはない	257	58.4%
今後、内容によっては参加したい	58	13.2%
今後、参加する気はない	73	16.6%
不明	1	0.2%
無回答	14	3.2%
合計	440	100.0%



ふれあいサロンの過去 8 年間の実績は以下の通りです。

実施年度	方 面	研修内容	参加者
平成 22 年	池田町	農産物加工組合「カモミールの会」 地元食材の加工販売 その他、ハーブセンター・安曇野ちひろ美術館	28 名
平成 23 年	飯山市	「いいやま旬彩の会」 地元食材を使ったお弁当作り その他、なべくら高原「森の家」	25 名
平成 25 年	長野市	農産物直売所有限会社「タンポポ」 その他、さかき千曲川ばら園	24 名
平成 26 年	駒ヶ根市	農家のおばちゃん達手作り「バイキングレストラン菜々ちゃん 倶楽部」 郷土料理で地域に元気を生み出す。その他、シルク ミュージアム・養命酒・駒ヶ根ファームス等	26 名
平成 27 年	飯田市	小池手作り農産加工所 「60 歳起業の不屈のワンマン女性社長 起業への道」 その他、ふるさと水引工芸館・お菓子の里飯田城	15 名
平成 29 年	池田町	(株)カミツレ研究所「カミツレの里を訪ねて」カモミール農園・ 製造工場見学 その他、池田町ハーブセンター・大王わさび農場・スイス村ワ イナリー	20 名
平成 30 年	宮田村・ 駒ヶ根市	有限会社わが家 介護・商業の複合施設「オヒサマの森」 その他、北川製菓・(株)サラダコスモ	18 名
令和 元年	山梨県甲 州市周辺	旧高野家甘草屋敷 その他、ハーブ庭園旅日記・マンズワイン勝沼ワイナリー・恵 林寺・桔梗屋信玄餅テーマパーク	16 名

また、男女共同参画に係わる諸課題の相談窓口は、長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」で受け付けています。

● 一般相談

電話相談 火～土曜日／8：30 ～ 17：00

面接相談（予約制） 火～土曜日／8：30 ～ 17：00

相談専用電話 0266-22-8822

● 専門相談（予約制）：1 年度 1 回

法律相談 火～土曜日／8：30 ～ 17：00

相談専用電話 0266-22-8822

● 女性のためのカウンセリング

毎月第 2 土曜日、第 4 金曜日／10：00 ～ 15：50

相談専用電話 0266-22-8822

● 男性のための相談

毎週金曜日 17 時から 19 時まで

相談専用電話：0266-22-7111

■連絡先 岡谷市長地権現町 4 丁目 11 番 51 号 TEL 0266-22-5781（代表）

（令和元年 12 月現在）

資料編

- ◆男女共同参画社会基本法
- ◆立科町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱
- ◆立科町 第4次男女共同参画プラン策定委員名簿

■ 男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

■ 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でな

い影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

■ 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じな

ければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

■ 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはな

らない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

■ 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

■ 附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

■ 附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会

一

政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

一

家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。

一

女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものである

ことにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

—

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。

—

本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講じること。

—

各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。

—

苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズマン的機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

■ 男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

—

家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

—

女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

—

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な 法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。

—

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体

制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。

—

各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。

—

男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

■ 立科町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 男女共同参画社会への実現・及び発展に向けて、立科町の男女共同参画の指針となる男女共同参画プランを策定するため、立科町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、男女共同参画に関する調査及び研究を行い、立科町男女共同参画プランを策定するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、15名以内で組織し町長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は必要に応じ、関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会 社会教育課に置く。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

■ 立科町 第4次男女共同参画プラン策定委員名簿

任期 平成31年4月1日～令和2年3月31日

氏名	所属または役職名	備考
委員		
徳嶽 澄子	立科町男女共同参画推進委員会委員長	委員長
荻原 邦久	公民館長 兼公民館女性部長	副委員長
関 紀子	人権擁護委員	
森澤 文王	町議会社会文教建設常任委員長	
佐藤 三恵子	区長会長	
村松 浩喜	立科町男女共同参画推進委員会副委員長	
橋詰 朝子	立科町男女共同参画推進委員	
清水 孝	立科町男女共同参画推進委員	
牧内 久美	立科町男女共同参画推進委員	
事務局		
塩澤 勝巳	教育長	教育委員会
市川 正彦	社会教育課長（教育次長）	教育委員会
芝間 雅	社会教育人権政策係長	教育委員会
武重 公大	社会教育人権政策係	教育委員会

立科町男女共同参画長期プランⅣ（令和２年度～令和６年度）

すべての人が輝くために

発行年月 令和２年３月発行

発行 立科町教育委員会

編集 社会教育課 社会教育人権政策係

〒384-2305

長野県北佐久郡立科町大字芦田 2532

TEL 0267-88-8416 FAX 0267-56-2310

<http://www.town.tateshina.nagano.jp/>
